第２期
大船渡市子ども・子育て支援事業計画

令 和 ２ 年 ３ 月

大　船　渡　市

目次

第１章　計画策定の概要 …… １
　１　計画の趣旨 …… ２
　２　計画の位置付け …… ３
　３　計画の期間 …… ４
　４　計画の策定体制 …… ４

第２章　子ども・子育てを取り巻く状況 …… ７
　１　大船渡市の状況 …… ８
　２　ニーズ調査結果から見える大船渡市の現状 …… １８
　３　これまでの取組状況と現状から見える主な課題 …… ２５

第３章　計画の基本的な考え方 …… ３１
　１　基本理念 …… ３２
　２　基本目標 …… ３２
　３　基本的な視点 …… ３２
　４　重点施策 …… ３４

第４章　子ども・子育て支援施策の展開 …… ３５
　１　施策の体系 …… ３６
　２　基本施策別の取組 …… ３７

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 …… ６３
　１　制度の全体像 …… ６４
　２　制度の事業体系 …… ６５
　３　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 …… ６７
　４　教育・保育等の提供区域の設定 …… ６８
　５　子ども・子育て支援給付 …… ７０
　６　地域子ども・子育て支援事業 …… ７２
　７　母子保健計画における評価指標と目標 …… ８４

第６章　計画の推進体制 …… ８７
　１　計画の推進 …… ８８
　２　計画の進行管理 …… ８９

資料編 …… ９１

第１章　　計画策定の概要

1 計画の趣旨

全国的に、少子高齢化と人口減少の進行による人口構造のひずみから、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えることが懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このように社会情勢が変化する中、国は、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連３法の成立により、平成 27 年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせたところであり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下で、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

また、平成 30 年 12 月の「幼児教育・高等教育無償化の制度と具体化に向けた方針」に基づき、令和元年５月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子ども・子育て支援のさらなる充実が図られているところです。

当市においては「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年３月に「大船渡市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第１期計画」という。）」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域社会づくりの取組を進めてきました。

この度、第１期計画が令和元年度で計画期間の最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため「第２期大船渡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、諸計画と連携しながら、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない取組を展開する中で、合計特殊出生率 2.10 を目指し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第２条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、次世代育成支援対策推進法第８条に規定する市町村行動計画としても位置付けており、当市の最上位計画である「大船渡市総合計画」や「大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、上位計画の「大船渡市地域福祉計画」、その他の子ども・子育て支援に関連する諸計画と整合・連携を図ります。

また、計画策定に当たっては、国から示された母子保健計画策定指針を踏まえ「母子保健計画」を包含し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援施策を行うとともに、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策などの重要な課題についても子ども・子育て支援施策として、総合的な展開を図ります。

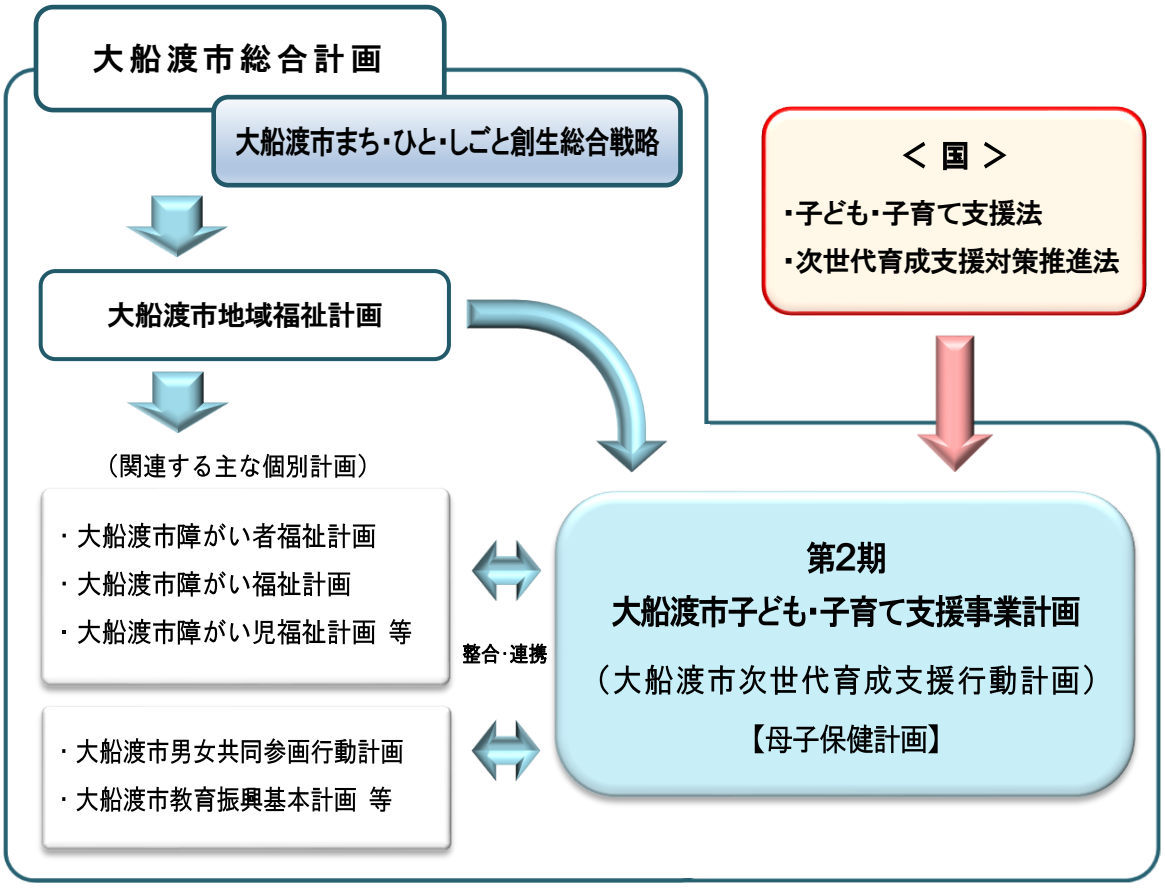

〔計画策定の根拠となる法律等〕

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条
- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第８条
- 母子保健計画策定指針（平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

定期的に進捗状況の検証を行うとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において必要な見直しを行うものとします。また、計画最終年度である令和６年度には達成状況の確認と５か年の総合的な評価を行います。

４　計画の策定体制

（１）ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、平成 30 年 12 月に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、幼児教育・保育サービス、子育て支援サービス等の利用状況、今後の利用意向等について実態把握を行いました。

小学生を持つ保護者及び就学前児童を持つ保護者を対象とし、兄弟がいる場合には、年齢の低い子どもを対象に調査しました。

❍　調査対象及び回収状況

調査対象者	配付数	回収数	回収率
就学前児童を持つ保護者	1,063 枚	808 枚	76.0 %
就学児童（小学生）を持つ保護者	793 枚	671 枚	84.6 %

（２）子ども・子育て会議等の開催

本計画の策定に当たり、子育て当事者の意見を反映するとともに、子ども・子育てを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、幅広い立場から意見を聴取することとし、市民や学識経験者のほか、子ども・子育て支援に関する事業関係者等で構成する「大船渡市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議等を行いました。

なお、母子保健計画に関する内容については、「大船渡市健康づくり推進協議会」でも審議しました。

（3）庁内における評価・点検の実施

子育て支援に関わる庁内関係部署のヒアリング調査を行うとともに、関係部課長会議を開催し、課題及び今後の方向性を検証するなど、本計画の子ども・子育て支援施策を展開するための整理をしました。

（4）パブリックコメントの実施

計画案の公表により、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、広く市民の意見を反映させることを目的に実施しました。

第２章　　子ども・子育てを取り巻く状況

1 大船渡市の状況

（1）人口の状況

① 年齢３区分別人口の推移

人口は、昭和 55 年の 50,132 人をピークに減少傾向で推移し、平成 27 年に 37,841 人となっています。この傾向は今後も続き、令和 17 年に 26,845 人、令和 27 年には 21,333 人になると予測されています。（国立社会保障・人口問題研究所による平成 29 年度推計値）

また、15 歳未満の年少人口も減少し、総人口に占める割合は、平成７年が 16.4%であるのに対し、平成 27 年は 10.6%となっています。

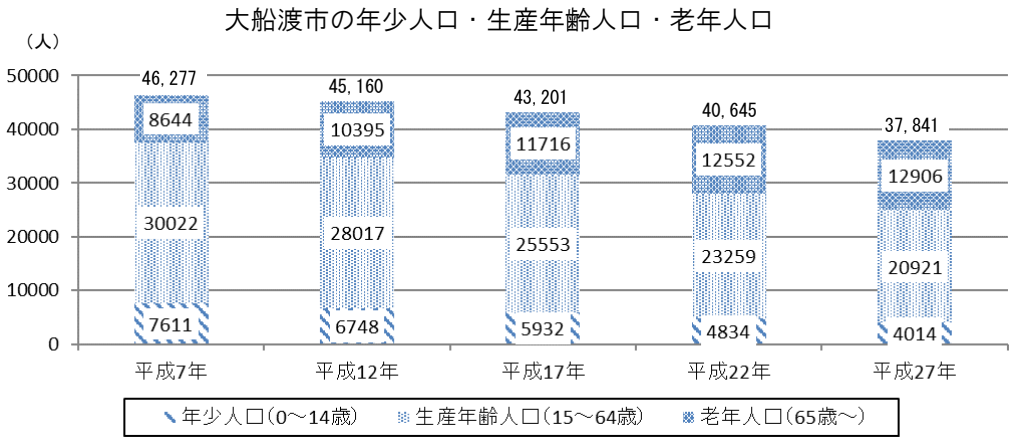

資料：国勢調査（年齢不詳者を除く）

② 年齢別就学前児童数の推移

０歳から５歳までの子どもの人口は減少傾向で推移し、平成 27 年の 1,499 人に対し、平成 31 年には 1,310 人となり、189 人減少しています。また、平成 30 年には、０歳児の人数が 200 人を割り、195 人となっています。

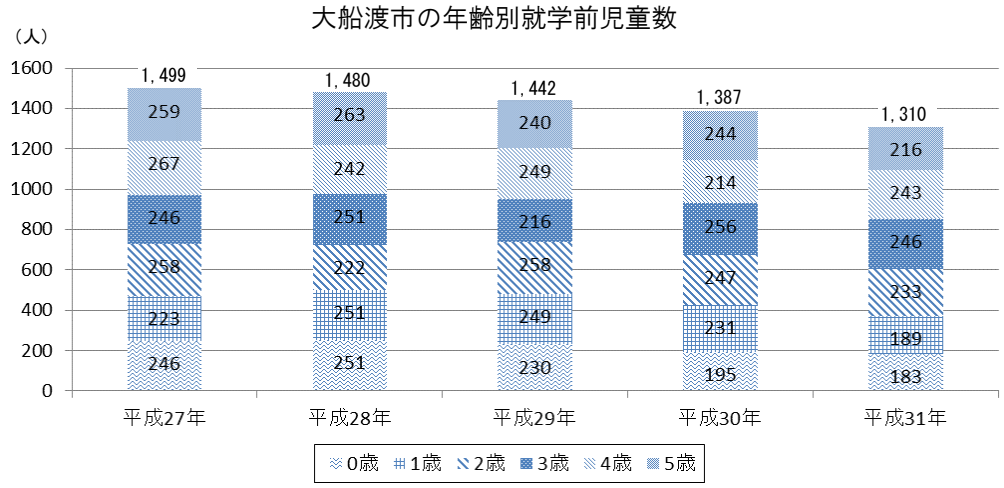

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

6歳から11歳までの子どもの人口は、平成27年は1,637人でしたが、平成31年には1,463人となり、174人減少しています。

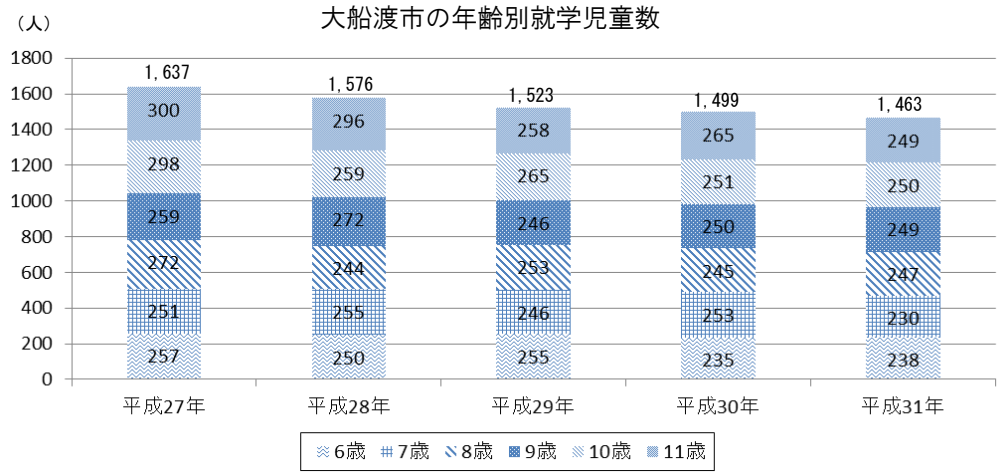

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

（2）世帯の状況

① 一世帯当たりの人員の状況

当市の一世帯当たりの人員は、減少傾向で推移し、平成17年には2.86人、平成27年に2.57人となっています。

岩手県と大船渡市の一世帯当たり人員

（単位:人）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
岩手県	3.13	2.97	2.86	2.75	2.60
大船渡市	3.13	2.98	2.86	2.75	2.57

資料：国勢調査

② 子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年には2,974世帯となっていますが、平成17年の4,033世帯と比較し、約3/4に減少しています。

また、6歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年には平成17年の1,502世帯と比較し、約2/3 の1,096世帯となっています。

平成17年以降の核家族世帯数の割合は、18歳未満及び6歳未満の子どもがいる世帯では、いずれも増加傾向にあり、子育て世代の核家族化が進んでいることがうかがえます。

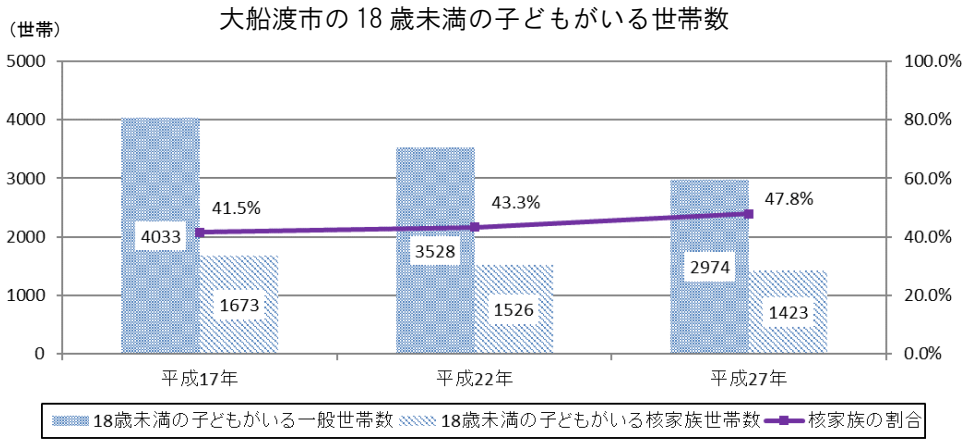

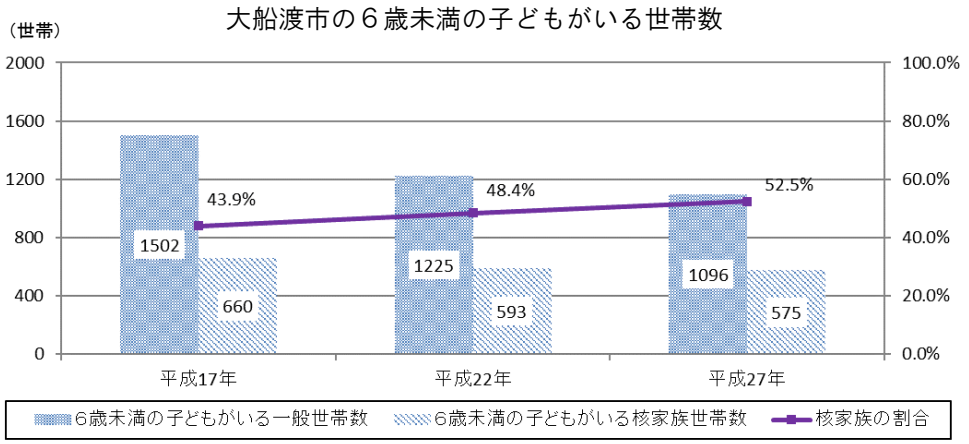

資料：国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

18 歳未満の子どもがいる母子・父子世帯数は、平成７年の 283 世帯に対し、平成 27 年には 230 世帯に減少しています。父子世帯がほぼ横ばいであるのに比べ、母子世帯は大きく減少しています。

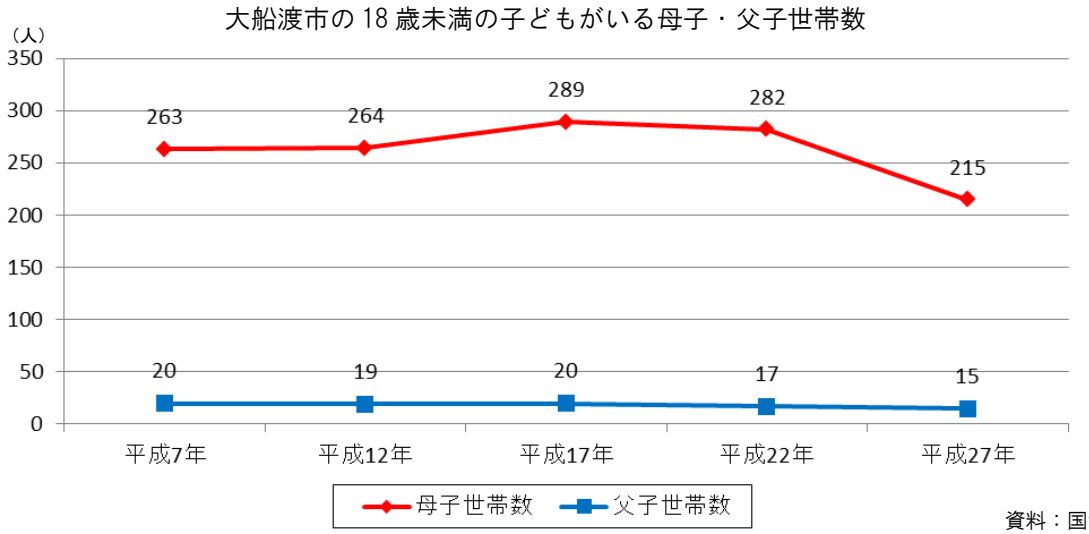

資料：国勢調査

（３）出生の状況

① 出生数の推移

当市における出生数は、減少傾向で推移し、平成 18 年には 300 人を割り、平成 20 年以降は 250 人前後で推移し、平成 29 年には 212 人になっています。

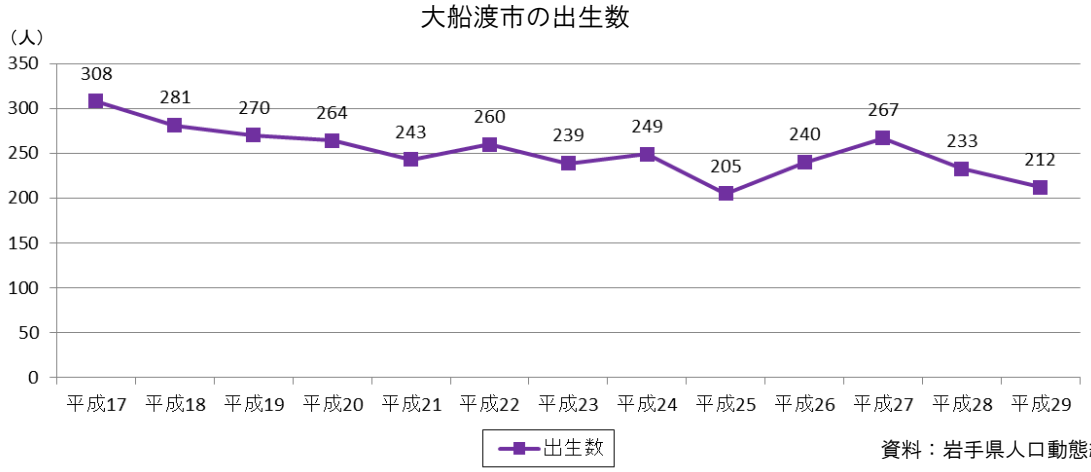

資料：岩手県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

平成 17 年以降、全国や岩手県では年ごとの増減はあるものの緩やかな増加傾向にあります。当市では、年により変動はあるものの平成 18 年から増加傾向にあり、平成 23 年以降は 1.6 人前後で推移し、国や県の数値と比較し、高い水準となっています。

※ 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、人口を維持できる合計特殊出生率の水準は 2.07 とされており、当市では、令和 12 年の合計特殊出生率を 2.10 とすることを目指しています。

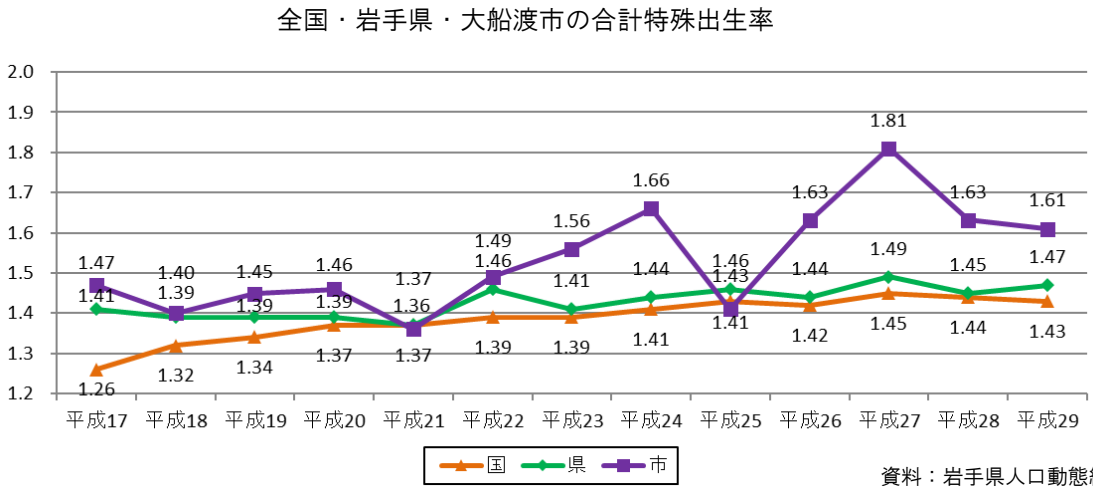

資料：岩手県人口動態統計

合計特殊出生率とは、その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

③ 低出生体重児数・割合

当市における低出生体重児の割合は、平成 25 年は岩手県と同程度でしたが、平成 26 年には県平均に比べて４ポイント程度高くなり、その後は２ポイント程度高い状況が続いています。

岩手県・大船渡市の低出生体重児数・割合

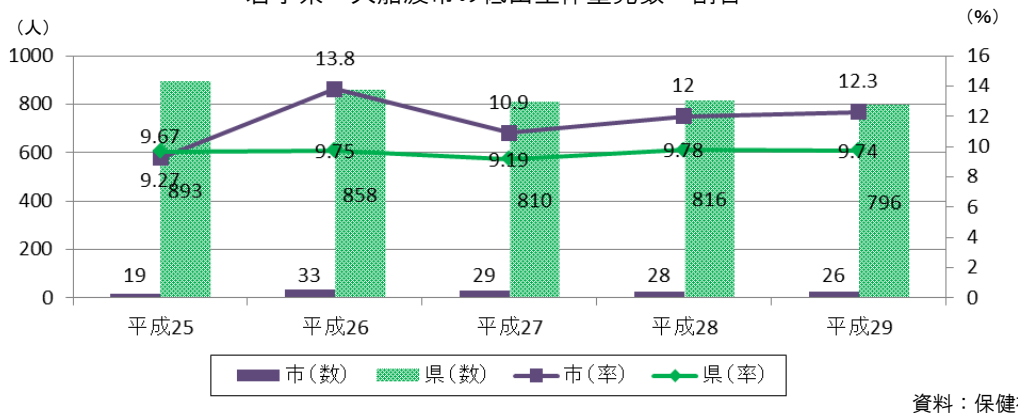

資料：保健福祉年報

（４）妊産婦の状況

① ハイリスク妊婦（フォローが必要と考えられる妊婦）数・割合

平成 29 年度は全妊婦のうち 24.0%が、平成 30 年度は 29.3%がハイリスク妊婦に該当しています。

精神科の受診・相談歴がある妊婦や 40 歳以上の初妊婦の数が微増傾向にあることから、ハイリスク妊婦の割合も上昇傾向にあります。

ハイリスク妊婦（フォローが必要と考えられる妊婦）数・割合

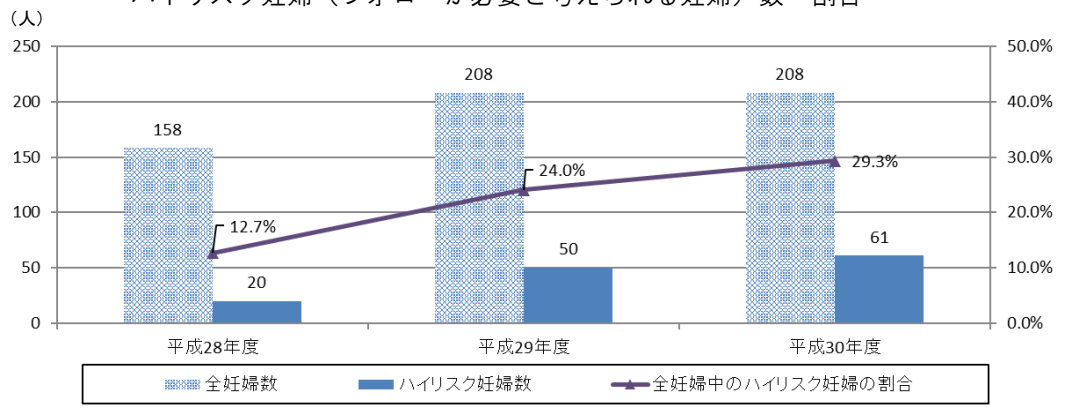

資料：大船渡市健康推進課

ハイリスク妊婦等の調査は平成 28 年度の８月から始めたことから、平成 28 年度の全妊婦数は８月以降の総数となります。

② 産後うつが疑われる産婦数・割合

当市では、産後の訪問の際、産後うつに関連する質問票により状況確認を行っています。平成 28 年度と平成 29 年度は 6.5%でしたが、平成 30 年度は 7.6%と、産後うつが疑われる産婦の割合が上昇しています。

産後うつが疑われる産婦数・割合

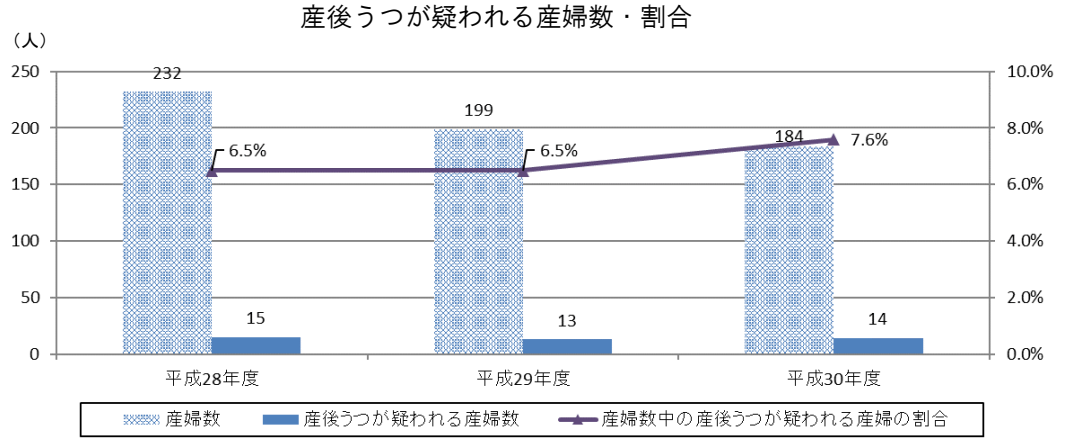

資料：大船渡市健康推進課

（５）子どものむし歯の状況

① ３歳児のむし歯有病者率

当市は、３歳児健康診査におけるむし歯有病者率が常に高い状況にあって、平成 28 年度には 42.3%と県内ワースト１位となりましたが、平成 29 年度には 26.7%まで下がり、国や県と同様に改善傾向にあります。

３歳児のむし歯有病者率

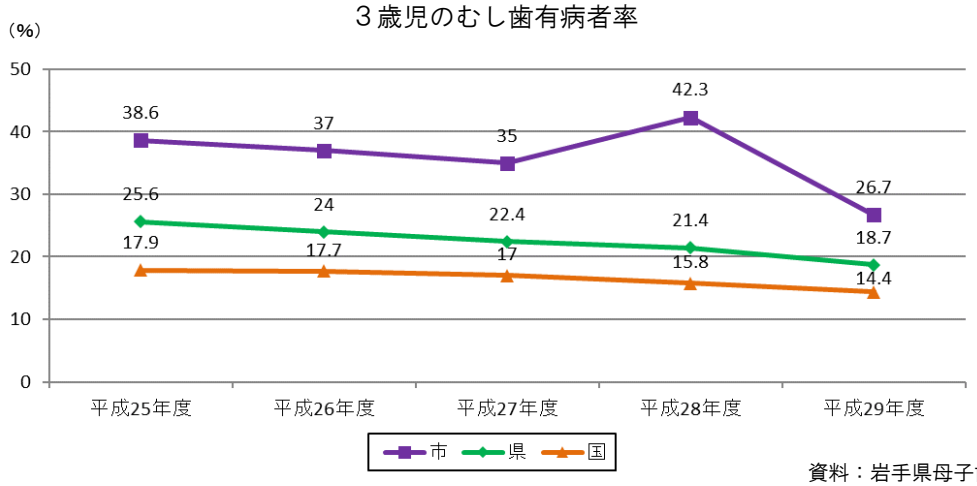

資料：岩手県母子歯科保健統計

（６）施設の利用状況

① 保育所・認定こども園

少子化により就学前の児童数が減少傾向にある中、保育所や認定こども園の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しており、子育て家庭における利用率は増加傾向にあります。

保育所・認定こども園の利用者数

（単位：人）

年齢		H26	H27	H28	H29	H30	備考
0歳	利用者数	67	87	102	94	92	
	住基人口	213	246	251	230	195	
1歳	利用者数	150	125	158	162	154	
	住基人口	251	223	251	249	231	
2歳	利用者数	174	182	160	193	196	
	住基人口	248	258	222	258	247	
3歳	利用者数	224	209	208	194	213	
	住基人口	261	246	251	216	256	
4歳	利用者数	233	236	212	213	202	
	住基人口	256	267	242	249	214	
5歳	利用者数	238	233	240	209	216	
	住基人口	259	259	263	240	244	
計	利用者数	1,086	1,072	1,080	1,065	1,073	
	住基人口	1,488	1,499	1,480	1,442	1,387	

※住基人口は、各年4月1日現在、利用者数は各年10月1日現在の人数

資料：大船渡市子ども課

② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあります。平成 28 年度に吉浜小学校区、平成 29 年度に綾里小学校区に新たに放課後児童クラブを開設し、未設置は越喜来小学校区のみとなっています。

放課後児童クラブの平均利用児童数

（単位：人）

名　称	小学校区	H26	H27	H28	H29	H30	備　考
さくらりっこ	盛	41	49	44	33	36	
うみねこキッズ	大船渡	35	47	42	55	42	
ゆうゆう	大船渡北	62	59	59	58	42	
末崎学童保育会希望の丘	末　崎	22	20	33	43	39	
にこにこ浜っ子クラブ	赤　崎	42	44	40	40	46	
キッズクラブいかわＡ･Ｂ	猪　川	70	75	76	82	78	
たっせ学童クラブ	立　根	38	60	50	48	45	
五葉キッズ	日頃市	15	21	34	19	26	平成 28 年４月から専用施設で運営
りょうりキッズ	綾　里	－	－	－	21	25	平成 30 年４月から専用施設で運営
キッピン学童クラブ	吉　浜	－	－	24	12	14	平成 31 年４月から専用施設で運営
計		325	375	402	411	393	

資料：大船渡市子ども課

（７）結婚の状況

① 婚姻率・離婚率の推移

当市の平成 17 年から平成 29 年までの婚姻率の推移を見ると、平成 22 年から平成 26 年までほぼ横ばいであり、平成 27 年に 4.2%まで上昇したものの、その後は減少傾向にあります。

※「大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、結婚支援に関するプロジェクトを実施しています。

岩手県と大船渡市の婚姻率

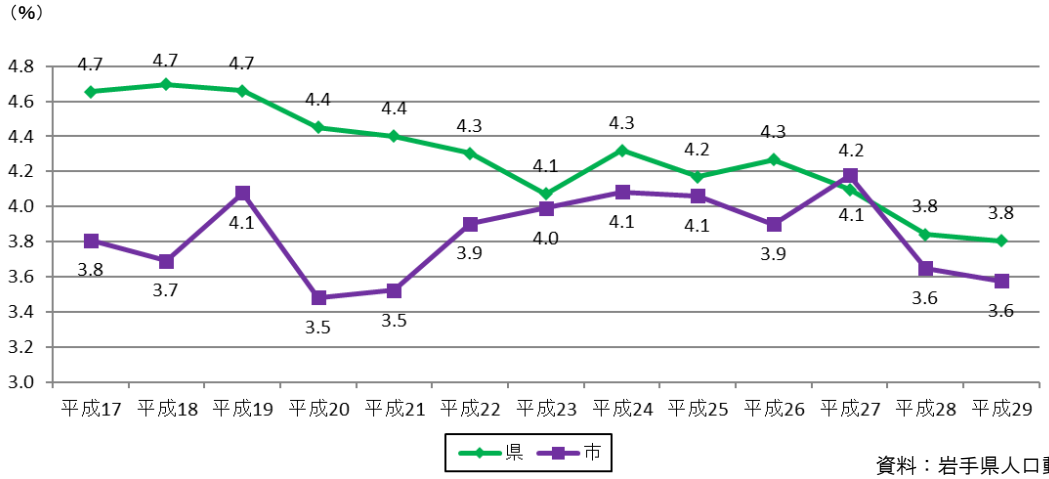

資料：岩手県人口動態統計

岩手県と大船渡市の離婚率

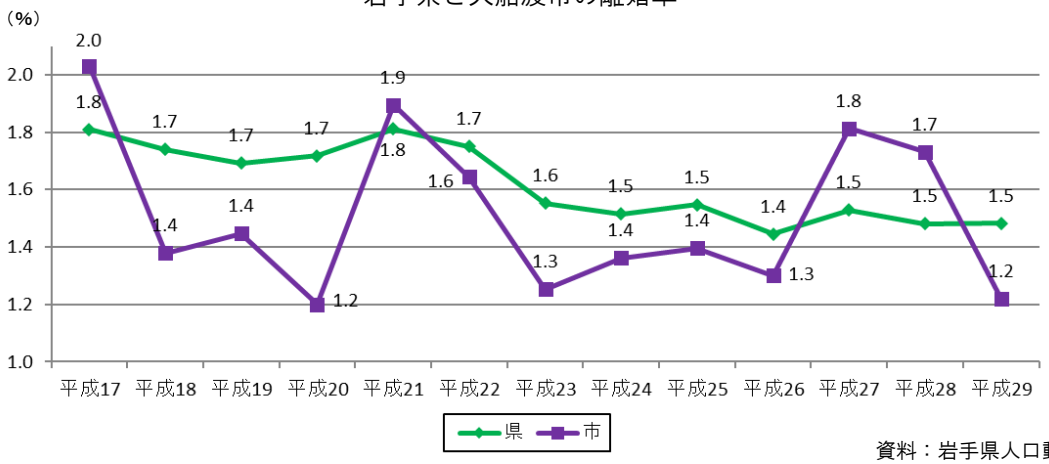

資料：岩手県人口動態統計

（８）就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

15 歳から 64 歳までの女性の就業率は、平成７年の 62.8%に対し、平成 27 年には 70.1%となり、7.3 ポイント上昇しています。

一般的に女性では、出産等により就業率が下がる女性特有のM字型曲線を示しますが、当市の場合、既婚・未婚別にグラフで表示すると、既婚者の就業率は 20 歳代後半から 40 歳代まで上昇し、出産後も就業する状況がうかがえます。

大船渡市の女性の就業率

（単位：%）

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15～64歳	62.8%	64.2%	63.9%	65.1%	70.1%
15～19歳	10.7%	8.9%	8.4%	9.4%	8.2%
20～24歳	73.6%	67.5%	65.6%	69.7%	75.6%
25～29歳	70.0%	73.4%	73.5%	74.5%	79.1%
30～34歳	67.0%	70.1%	70.4%	72.0%	76.5%
35～39歳	75.0%	75.8%	71.9%	75.7%	79.9%
40～44歳	83.4%	81.3%	79.6%	75.9%	84.0%
45～49歳	79.5%	80.6%	81.2%	79.8%	81.6%
50～54歳	71.1%	73.9%	74.8%	75.3%	79.3%
55～59歳	57.6%	61.3%	65.9%	67.6%	72.2%
60～64歳	37.4%	40.1%	39.6%	46.9%	53.5%

資料：国勢調査

大船渡市の女性の既婚・未婚別就業率

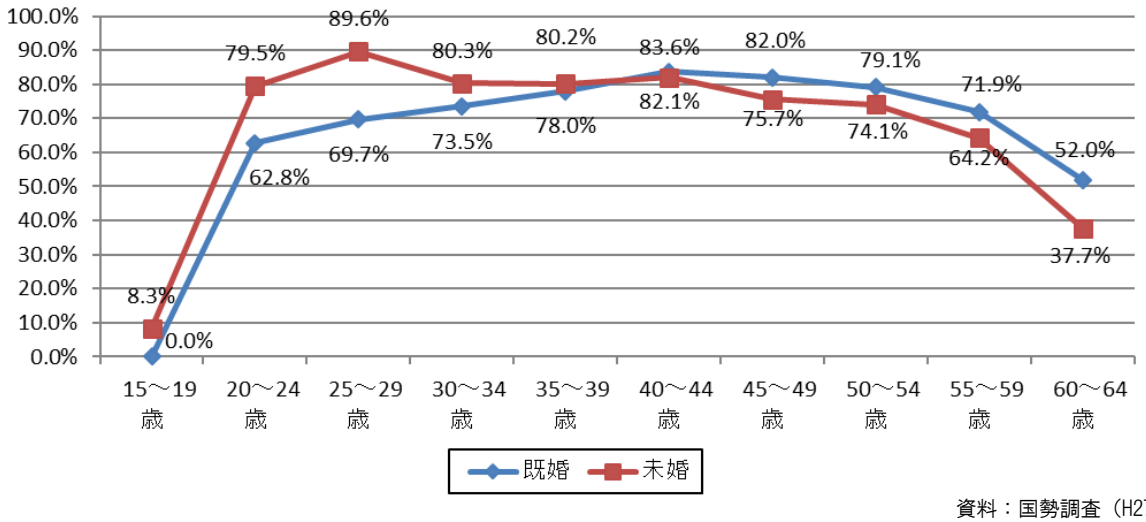

資料：国勢調査（H27）

2 ニーズ調査結果から見える大船渡市の現状

① 子育てで感じること

就学前児童の保護者は、楽しい(「大変楽しい」+「楽しいことが多い」)が 91.7%（前回 90.8%)、また、小学生の保護者は同様に 91.9%（前回 88.4%）となっており、両者ともに９割以上の人が子育てを楽しいと感じていることがうかがえます。

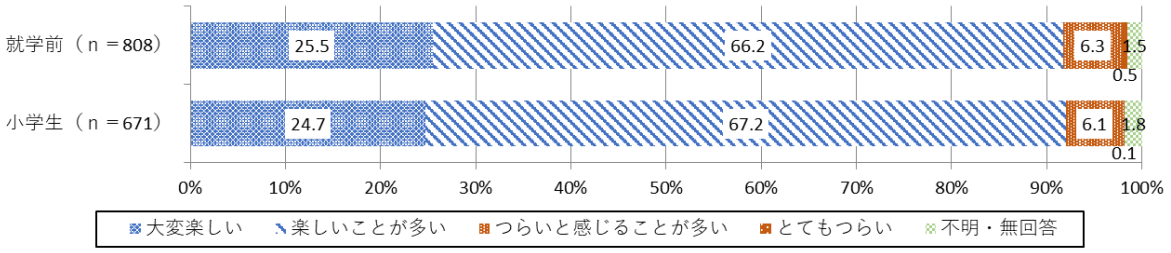

② 子育てに関する情報の入手方法

就学前児童の保護者は、「保育所、幼稚園、つどいの広場、地域子育て支援センター」「近所の人、知人、友人」「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等」の順に多く、また、小学生の保護者は、「近所の人、知人、友人」が約７割と多くなっています。

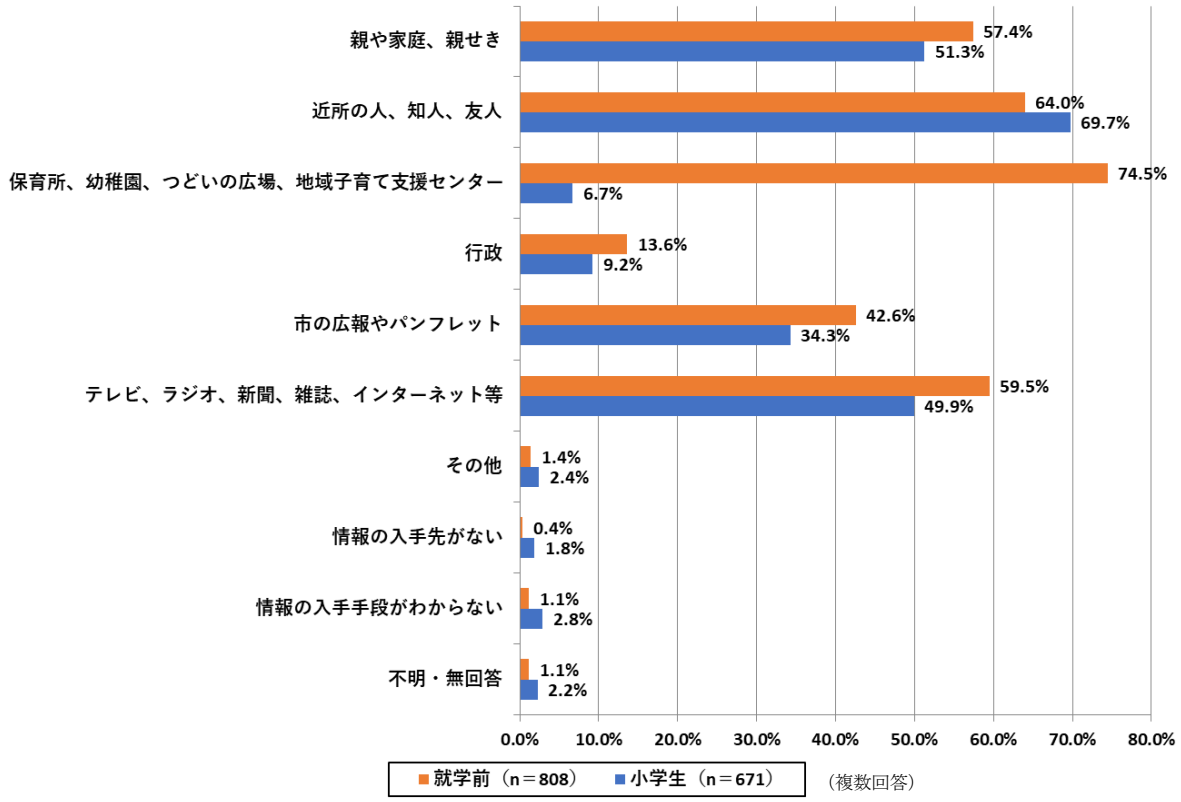

③ 子育てについて知りたい情報

就学前児童の保護者は、「子どもの遊び場や施設について」が最も多く、次いで「子どもが参加できるイベントについて」「子どもの発育や病気について」と続いています。また、小学生の保護者は、「子どものしつけや勉強について」が最も多く、「子どもが参加できるイベントについて」「子どもの遊び場や施設について」と続いています。

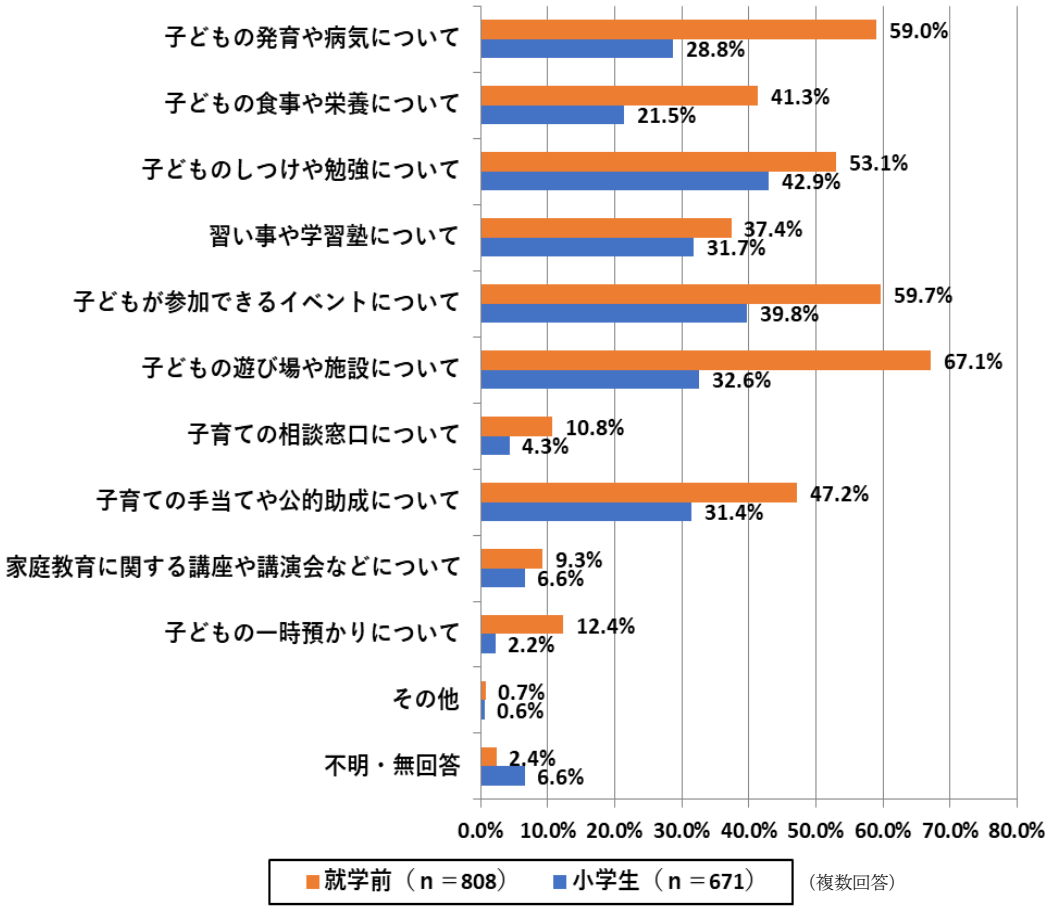

④ 子育てに関して悩んでいることや気になること（就学前のみ）

就学前児童の保護者は、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が最も多く、「病気や発育、発達に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」と続いています。

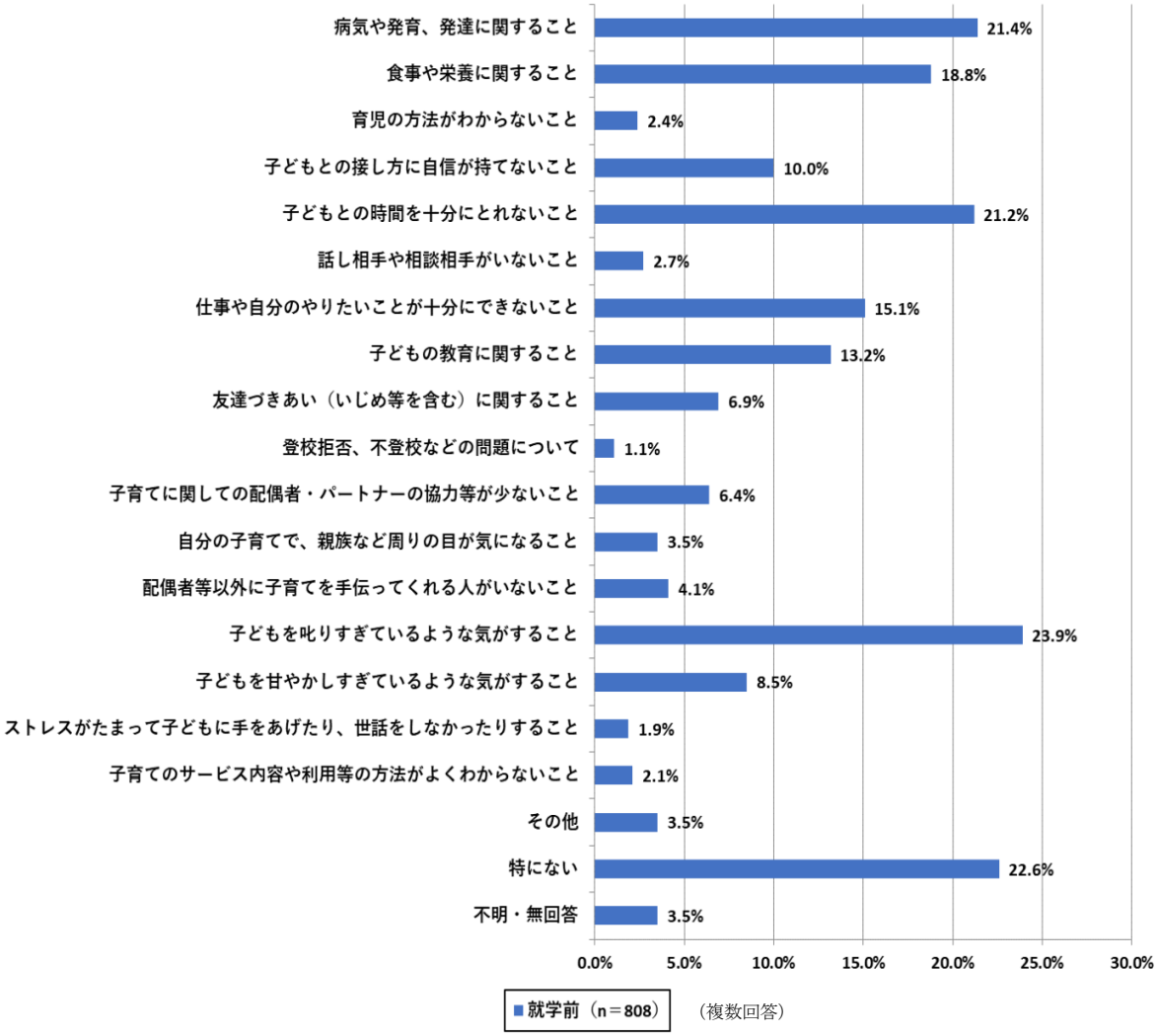

⑤ 子育て支援の満足度

「満足」「やや満足」と答えた保護者の割合は、就学前児童が「20.3%」、小学生が「16.8%」、「不満」「やや不満」は、就学前児童が「29.0%」、小学生が「20.5%」と、いずれも就学前児童の割合が高くなっています。

就学前児童の年齢別満足度では、年齢が低い子どもの保護者ほど満足度が高い傾向にあります。

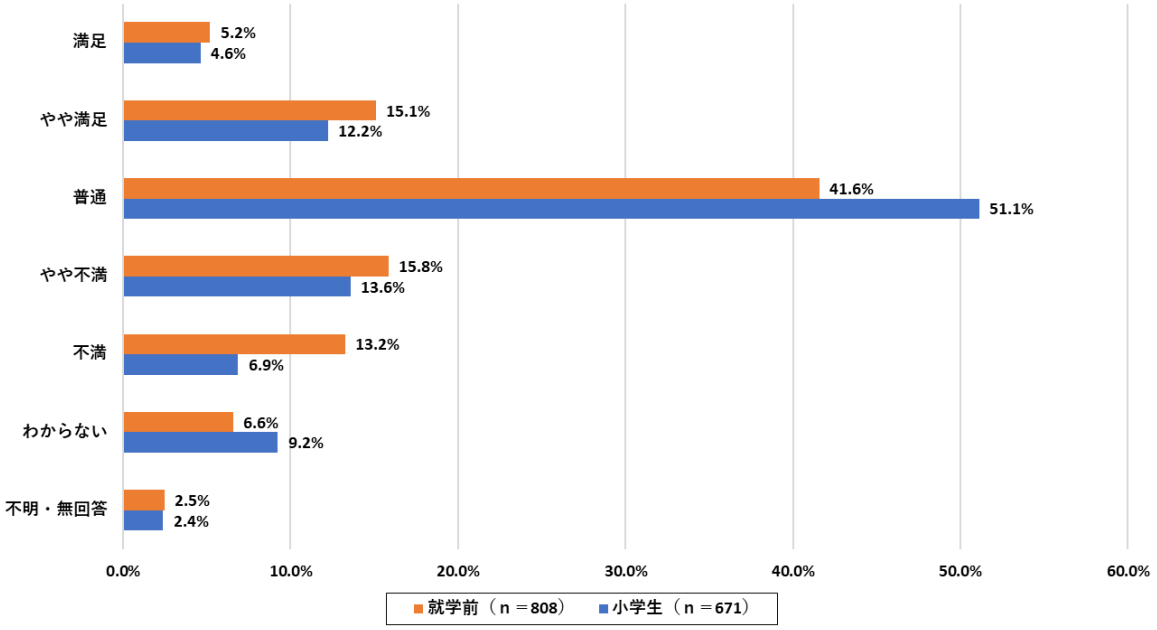

就学前児童の年齢別満足度

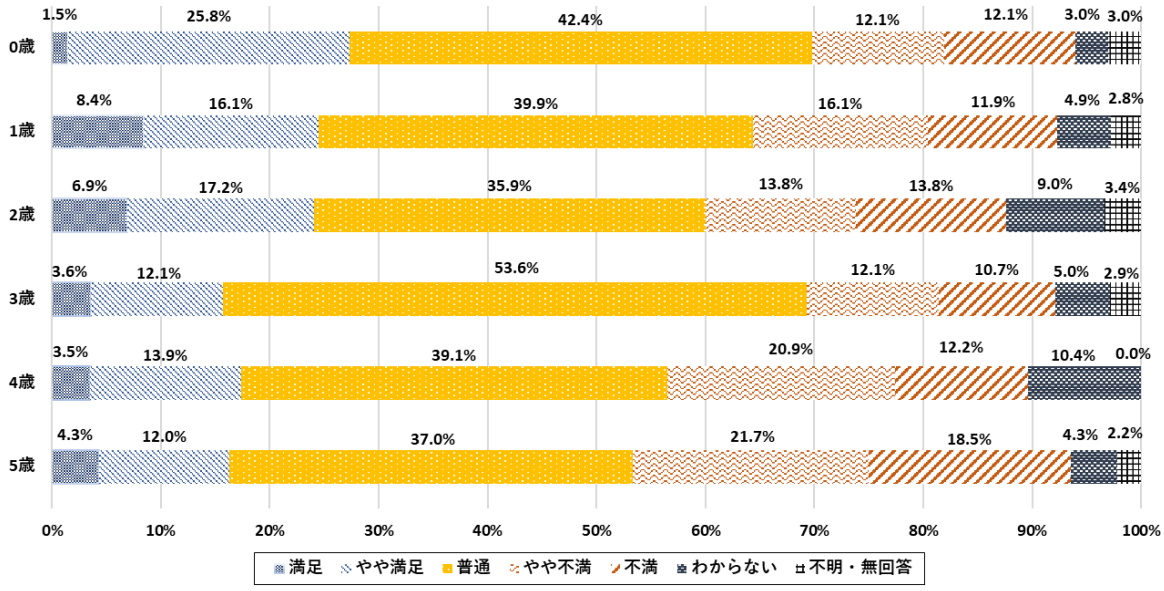

⑥ 充実を望む子育て支援策

就学前児童の保護者は、「子どもが安心して遊べる場所」が最も多く、次いで「子どもの医療制度の充実」「子どもの教育のための経済的支援」と続いています。

小学生の保護者は、「子どもの医療制度の充実」が最も多く、「子どもの教育のための経済的支援」「子どもが安心して遊べる場所」と続いています。

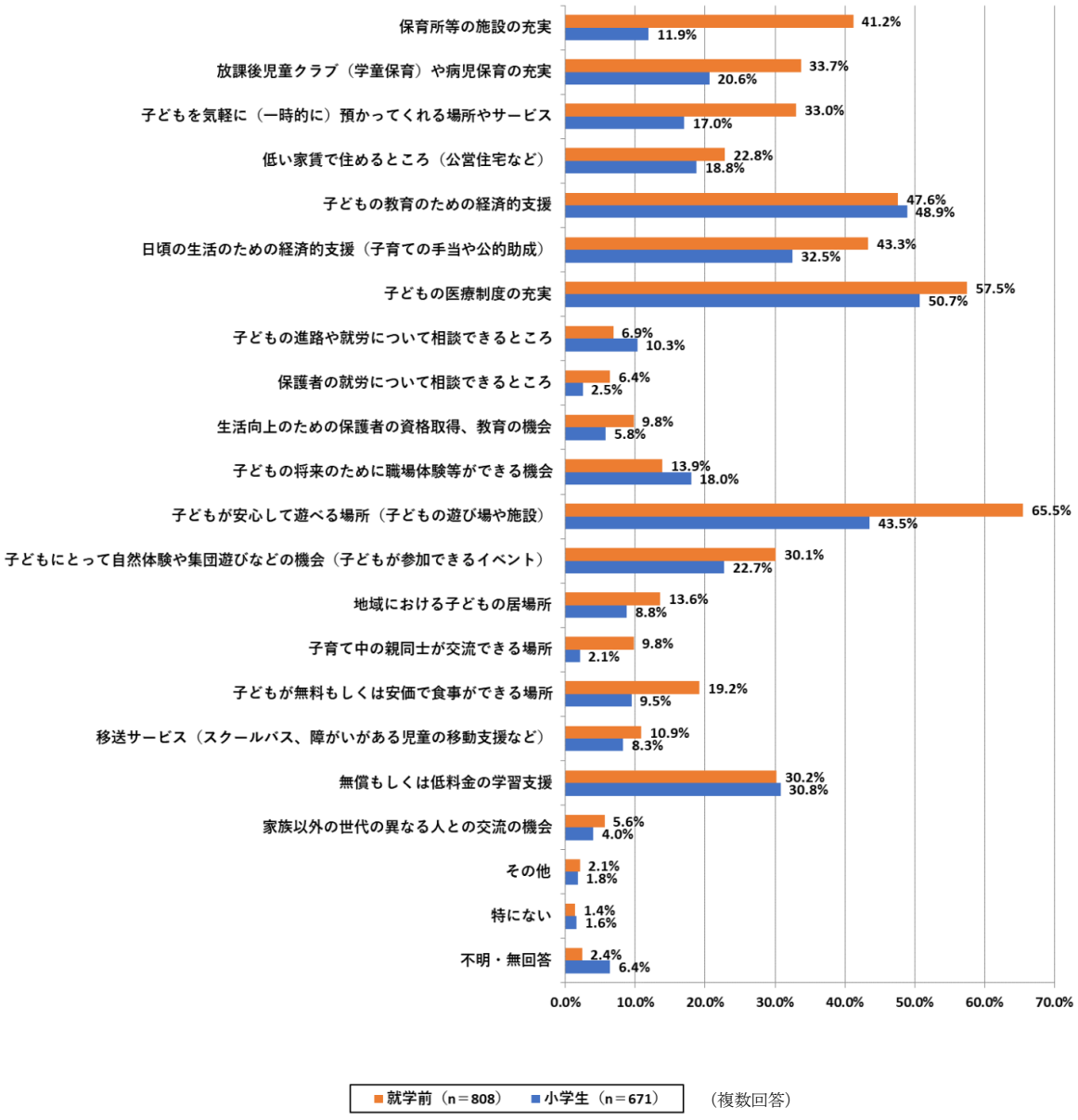

⑦ 経済的理由での経験

就学前児童、小学生どちらの保護者においても、「医療機関を受診することができなかった」「最低限の食事を食べることができなかった」等、子どもの成長や健康などに関わる経験をした家庭があります。

また、家庭類型別で見ると、ひとり親家庭において何かしらの経験のある家庭が多くなっています。

経済的理由での経験（家庭）

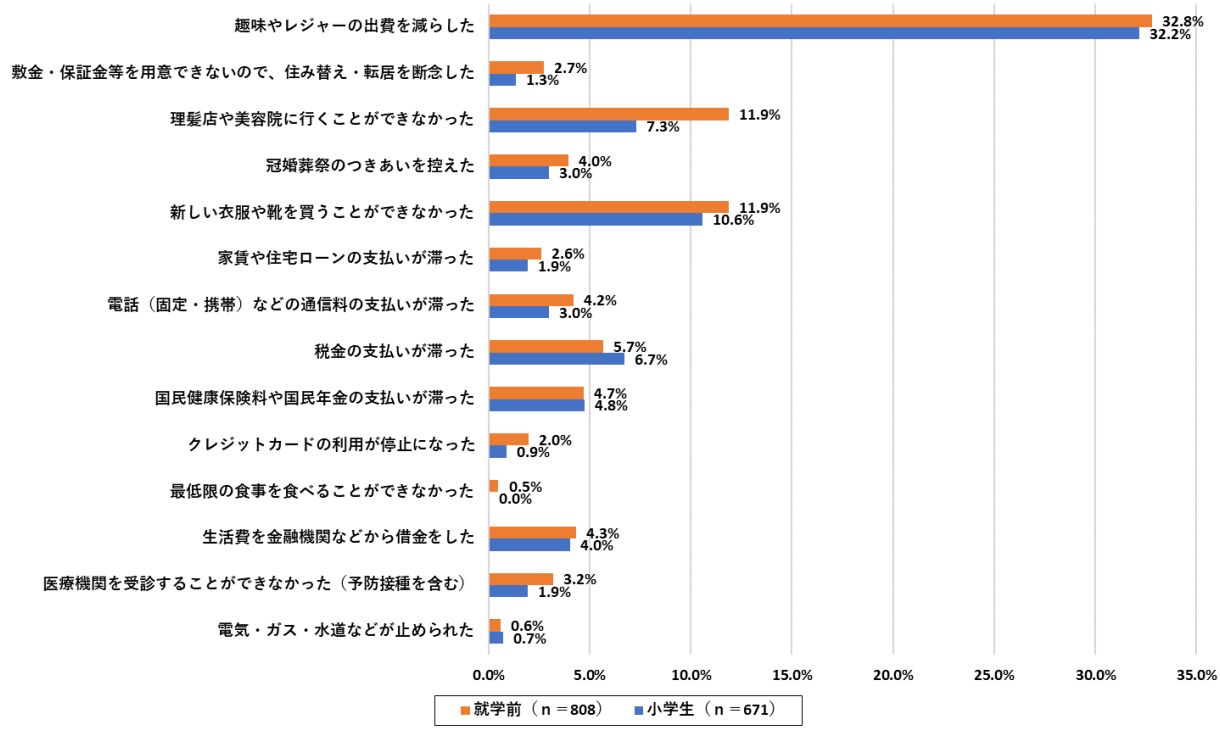

経済的理由での経験（子ども）

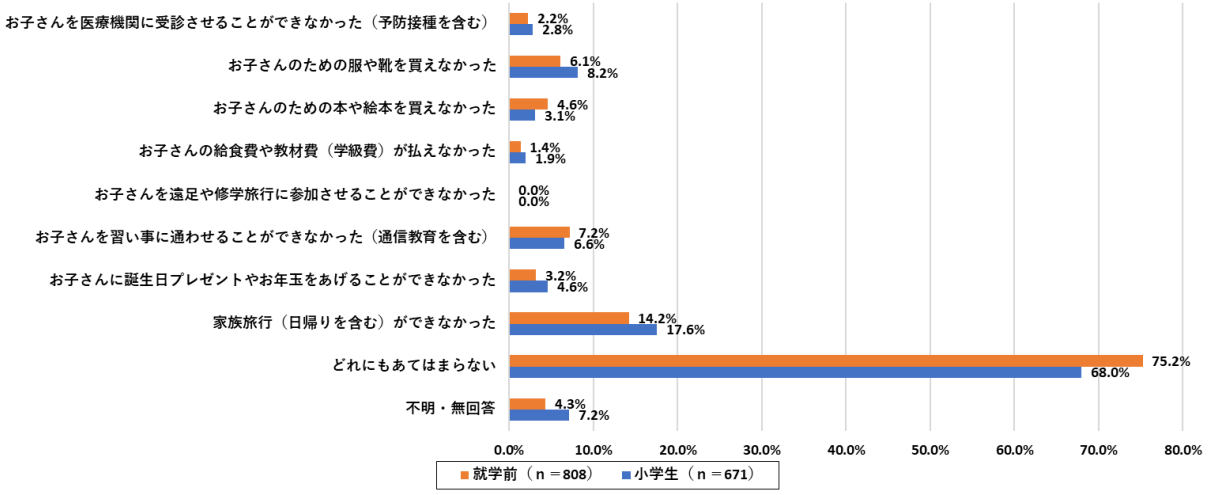

経済的理由での経験（家庭類型別・子ども）

3 これまでの取組状況と現状から見える主な課題

第１期計画に基づき実施した取組状況と、ニーズ調査の結果から、大船渡市子ども・子育て会議においてこれまでの取組の評価を行ったところ、以下の課題が挙げられました。

第１期計画重点施策

- （１）経済的支援の充実
- （２）子育て支援センターの充実
- （３）学童保育の充実
- （４）子どもの安全対策の充実
- （５）情報発信の強化

（１）経済的支援の充実

第１期計画の取組

- 子ども医療費助成の充実を図り、助成対象を高校生まで拡大するとともに、市独自の支援策として第３子以降の保育料の完全無償化を実施しました。
  また、令和元年 10 月からの３歳以上児の幼児教育・保育無償化の実施に際し、副食費を市負担とするなど、子育て家庭の経済的負担の軽減を図りました。

ニーズ調査の結果からうかがえる現状

- 子どもの人数が少ない理由としては、依然として「経済的負担」が多くなっています。（就学前児童 61.4%、小学生 49.0%）
- 充実を望む経済的支援策については、小学生では「子どもの教育」が 48.9%を占めるほか、就学前児童では、「日頃の生活のための手当や公的助成」が 43.3%、「低い家賃で住める公営住宅など」が 22.8%などとなっています。
- 自由記載意見では、医療費助成の所得制限撤廃や現物給付を求める声が多くなっています。

子ども・子育て会議における評価

- 子ども医療費助成の対象の拡大や保育料の軽減などの実施により、子育てに関する経済的支援の充実は図られています。
  一方で、ニーズ調査の結果からは、生活する上で幅広い分野での軽減策を求める声が上がっており、引き続き検討する必要があります。

（2）子育て支援センターの充実

第１期計画の取組

- 利用しやすい地域子育て支援センターという観点から、市内ショッピングセンター内に土・日も利用できる地域子育て支援センターを新たに１か所設置し、地域子ども・子育て支援事業の拡大を図りました。

ニーズ調査の結果からうかがえる現状

- 子育てに関する情報の入手先として、保育所や幼稚園、地域子育て支援センターなどの施設が多く活用されています。また、在宅で育児をする家庭にとって、交流や相談ができる場所としても重要な役割を果たしています。
- 平日に定期的に保育所や幼稚園を利用していると回答した人は 77.0%と多く、一方で、地域子育て支援センターを利用していないと回答した人が約７割となっています。施設によっては、知らないと答えた人が約３割います。
- 子どもを見てもらえる親族・知人がいないと回答した人は 10.3%となっています。

子ども・子育て会議における評価

- 地域子育て支援センターの利用者は、ＳＮＳなどにより情報収集し、曜日や時間帯で利用する施設を選ぶなど、複数の施設を利用し、母親同士のネットワークづくりに活用されています。
- 少子化による対象者の減少や、保育所などの利用者の増加により、地域子育て支援センターの利用者は減少傾向にありますが、今後、センターに利用しにくさを感じる人や、子育てに関する相談をできずに悩みを抱えている人も気軽に利用できるよう事業の周知を図るとともに、支援の質の充実が求められます。

（3）学童保育の充実

第１期計画の取組

- 新たに２か所に放課後児童クラブを開設し、地域子ども・子育て支援事業の拡大を図りました。
- 各放課後児童クラブの放課後児童支援員等の処遇改善のための情報提供を図るとともに、研修会を開催するなど、資質の向上に努めました。

ニーズ調査の結果からうかがえる現状

- 放課後児童クラブを利用している人数は、小学生全体の２割強で、小学１年生は約４割、小学２年生は約５割と低学年の利用が多く、以降、学年が進むほど減少しています。
- 放課後児童クラブの活動に対し充実を望む内容については、「特にない」と回答した人が最

も多い 39.4%、「従事する職員の増員や指導内容」が 29.7%、「施設・設備の充実」が 24.0%となっています。

子ども・子育て会議における評価

- 開設の要望があった 10 か所の小学校区の全てに放課後児童クラブを開設したことにより、クラブの拡充は図られましたが、未開設の地域においては、引き続き情報収集を図り、ニーズの把握に努める必要があります。

  また、放課後児童支援員等については、研修への参加を促し、さらなる人材育成に努めるとともに、処遇改善が求められます。

（4）子どもの安全対策の充実

第 1 期計画の取組

- 夢海公園の整備や被災した公園の復旧、大船渡市防災観光交流センター内のキッズスペースの設置など、子どもが安心して遊ぶことができる場所を確保しました。
- 平成 27 年度から「大船渡市通学路交通安全プログラム」を実施し、市内の小中学生の通学路の点検・整備を実施するなど、安全確保に努めました。

ニーズ調査の結果からうかがえる現状

- 充実を望む支援策では、「子どもが安心して遊べる場所」が、就学前児童で 65.5%と最も多く、知りたい子育て情報でも、「遊び場や施設」が 67.1%と、子どもの遊び場や施設の整備を求める声が依然として多くなっています。
- 小学生への地域の子育て環境の不満では、「暗い通りや見通しが悪く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が 39.0%と最も多く、次いで「道路環境が悪い（通学路が狭い、交通量が多い）」が 38.5%、「公園が少なく安心して遊べるところが少ない」が 32.5%となっており、子どもの生活環境に関する不満が上位となっています。

子ども・子育て会議における評価

- ニーズ調査を実施した後に、夢海公園の整備や被災した公園の復旧などが進んだことで、遊び場や施設は概ね確保されているものと認識しています。今後は、子どもが安心して利用できる施設の維持管理が求められます。

  また、通学路などは、依然として工事車両等の交通量が多いことから、交通事故防止のための安全対策の強化が求められます。

（５）情報発信の強化

第１期計画の取組

- 子育て支援に特化したホームページ（つばきっず）の開設により情報提供体制の強化を図りました。また、家庭児童相談員を２名に増員し、児童虐待などの相談への対応を強化するとともに、平成 31 年４月に大船渡市子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から育児期に至る切れ目のない支援を提供するための相談などの支援体制を整えました。
- 利用者支援事業により、各施設の子育て情報を掲載したチラシなどを医療機関やショッピングセンターなど各所に掲出し、広く情報提供を行っています。

ニーズ調査の結果からうかがえる現状

- 就学前児童、小学生ともに相談できる人・場所が「いる/ある」と答えた人は、９割を超えていますが、「いない/ない」と答えた人は、就学前児童で 5.2%、小学生で 8.0%となっています。
- 子育て情報の入手方法では、就学前児童、小学生ともに「近所の人、知人、友人」「テレビ、新聞などの情報機関やインターネットなど」「親や家庭、親せき」の割合が高くなっていますが、就学前児童では、「保育所・幼稚園や地域子育て支援センター」が 74.5%と高い数値となっています。一方で、情報の入手先や手段が分からないと回答した人の割合は、就学前児童が 1.5%、小学生が 4.6%となっています。

子ども・子育て会議における評価

- 少数ではあるものの、子育てに関する情報の入手先が分からない人や相談相手がいない人に対し、引き続き相談体制の充実と情報提供の強化が求められます。

（６）その他ニーズ調査の結果からうかがえる現状

- 子育てに関しての悩みでは、就学前児童、小学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間が十分に取れない」という回答が多くなっています。
- 仕事を持つ母親が増えている中で、職場における子育てに対する理解を求める声が多くみられます。
- 自由記載欄では、緊急時に予約なく子どもを預けられるサービスや気軽に利用できる一時預かりサービスなどの充実、病児・病後児保育の充実に関する意見が多くなっています。

  一時預かりサービスや病後児保育については、子育て支援ネットワーク会議などで、協議、検討を行っていますが、より利用しやすい環境について引き続き検討を進める必要があります。また、土、日曜日、祝日や夜間の保育サービスを求める意見がある一方で、保育士不足など保育に従事する職員体制に対する課題があります。

❍　経済的な理由で困難な経験をした子どもや、子どもだけで夕食を食べる状況が見受けられます。

（7）母子保健計画による妊産婦への支援の充実

❍　フォローが必要と考えられるハイリスク妊婦や精神科既往歴や複合的な問題を抱えている妊婦が増加しています。
❍　産後うつが疑われる産婦が増加しています。
❍　産婦からの聞き取り等により、産婦を取り巻く以下の課題が見えてきました。

・　育児に関する準備不足や想定どおりにいかないことの精神的負担
・　睡眠不足や授乳の困難さからくる身体的疲労
・　家族関係の葛藤、経済的問題、社会的事情による精神的な不安定さ
・　自らＳＯＳを出せない、誰かに頼れない負担感

⇨　パパママ教室を充実させるなど、出産後の生活を具体的に想像できる機会の提供が求められています。

⇨　不安を取り除くための産前の相談やサポート、産後のケアなど、産前・産後の切れ目ない支援に向けた子育て世代包括支援センターによる包括的な関わりが重要です。

⇨　子育てをする人に理解のある地域づくりが必要です。

（8）母子保健計画による乳幼児のむし歯対策の充実

❍　国や県と比較して、乳幼児のむし歯有病者率が高くなっています。
❍　平成 28 年度から開始した１歳６か月児健康診査と３歳児健康診査時でのフッ素塗布※はほぼ全員が受けています。
❍　平成 30 年度から、１歳児に個別のブラッシング指導を行っています。

※　フッ素塗布とは、むし歯予防の一環として、乳幼児健康診査時に、乳幼児の歯に「フッ化物歯面塗布剤」を塗ることです。

⇨　むし歯の有病者率は改善傾向にありますが、国や県と比較すると依然として高い状況にあります。
　今後も様々な機会にむし歯予防の指導や啓発を行う必要があります。

まとめ（総括的な課題）

- 幅広い分野での経済的支援が求められていますが、必要な支援を見極め、引き続き検討することが必要です。
- 地域子育て支援センターや保育施設、学童保育等における支援の内容など、各種子育て支援事業の充実や、利用しやすいサービスが求められています。
- 子どもの安全の確保や児童虐待に至る様々な要因に、早い段階で対応できる体制が求められます。
- 子育てに悩みを抱える保護者や家庭が孤立することがないよう、地域全体での相談体制の充実と情報提供の強化が求められています。
- 地域全体で子どもを育てる機運の醸成が必要です。子ども食堂等の身近な地域内で子どもや保護者と関わりを持ち、また、職場においては、子どもを産み、育てやすい職場環境への配慮が必要です。

総括的な課題を解決するため、第２期計画の重点施策として掲げ、６つの基本施策により取組を展開・推進します。

- 基本理念及び基本目標（32 ページ）
- 重点施策（34 ページ）
- 施策の展開（35～61 ページ）

第３章　　計画の基本的な考え方

1 基本理念

［ 基本理念 ］

“子育て応援団「大船渡市」”

～子どもの未来を市民（みんな）で支え合う～

当市では、これまで第１期計画に基づき、家庭における子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支援し、全ての子どもが保護者や地域の人々とともに健やかに成長することができる社会づくりを目指してきました。

第２期計画においても子どもの幸せを第一義として、第１期計画の基本理念の考え方を踏襲し、子どもや子育て家庭を支援する環境をさらに充実させ、各種施策を推進するため、引き続き基本理念を継承します。

「子どもは、未来をつくる大船渡市の大切な宝です。その全ての子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりが、かけがえのない個性をもって成長し、子どもを産み育てたいと思う親の希望がかなえられるよう、市民（みんな）が子育て応援団として、大船渡市全体で子育て家庭を支援し、地域の人びとの温かいまなざしと支えの中で、子、親、地域が共に幸せと喜びを実感できるまちを目指します。」

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の３つの基本目標を掲げ計画を推進します。

1 子どもが健やかに育ち、一人ひとりが輝ける自分を持っている

2 子どもが安らげる温かい家庭があり、地域とつながっている

3 子どもが地域の中で大切にされている

3 基本的な視点

この計画の基本目標を達成するため、以下の基本的な視点により施策に取り組みます。

（１）子どもの幸せを第一とする視点

子どもは、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、様々な決定に参画する権利を持っています。子どもが主体的に活動できる仕組みを心掛け、子ども自らが考えて行動し、

人との関わりを持ちながら成長できる環境を整えていくことが求められています。また、子どもへの権利侵害が発生した場合の救済や、やり直しの機会が保障されるように、大人や社会が受け止めていくことも大切です。

常に子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子どもと大人が相互に理解を深め、今と未来を一緒に創っていくという視点が必要です。

（2）子育ち、親育ちを支援する視点

子どもとの関わりを自らの子育てで初めて体験する親は多く、父母その他の保護者は子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えの下、子育ての喜びや幸せを感じながら、その役割の重要性を認識し、子どもの豊かな人間性を形成することが大切です。

このため、保護者も新たな体験を積み重ね、子どもとともに成長していく視点で、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

（3）全ての子育て家庭に対する視点

子育ての主体は家庭であり、妊娠・出産、子育てに至る子どもの成長の段階や、家庭の状況に応じた切れ目のない支援が必要となります。

家庭の中で解決できない問題や悩みにより行き詰まったときに、相談に乗ってもらうことはとても大きな力になる一方、子育て観や生活様式の多様化などから子育て家庭と地域との結びつきに難しさを感じている人も少なくありません。地域社会と家庭との関わり方に視点を当てた地域活動が柔軟に展開され、子育ての支え合いができる地域社会を創ることが必要です。

（4）地域全体による支援の視点

核家族の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭は日常において子育てに関する助言や支援を受けることが難しい状況となっています。

子育て家庭における孤立感や負担感を軽減するため、地域社会を含む社会全体の様々な担い手が協働し、それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

（5）子どもの健やかな育ちを支える視点

地域の特性や整備状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う団体や民間事業者、民生委員・児童委員など、様々な社会資源や各種公共施設を十分かつ効果的に活用します。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指し、健康・福祉・教育を始めとする総合的かつ多面的な支援を行います。

4 重点施策

第１期計画からの課題を踏まえ、本計画期間中に実施する取組の中で、特に重点的に推進する施策を掲げます。

支援の充実

１　経済的支援の充実

・子ども医療費助成の充実

２　地域子ども・子育て支援事業の充実

・地域子育て支援拠点事業の充実
・放課後児童健全育成事業の充実

３　子どもの安全対策の充実

・通園・通学路の安全対策の充実
・地域における防犯ネットワークの充実

４　相談支援・情報提供の充実

・子育て世代包括支援センター等を拠点とした相談や産前・産後ケア支援体制の充実
・効果的で分かりやすい情報提供の実施

５　地域社会全体で子どもを育てる機運の醸成

・子育て支援ネットワーク会議の開催による連携強化
・子育て家庭を応援する職場意識の醸成

推進体制の強化

６　子どもの貧困対策の推進体制の強化

７　児童虐待対策の推進体制の強化

第４章　　子ども・子育て支援施策の展開

1 施策の体系

〔基本理念〕

“子育て応援団「大船渡市」”

～子どもの未来を市民（みんな）で支え合う～

〔３つの基本目標〕

子どもが健やかに育ち一人ひとりが輝ける自分を持っている。
子どもが安らげる温かい家庭があり、地域とつながっている。
子どもが地域の中で大切にされている。

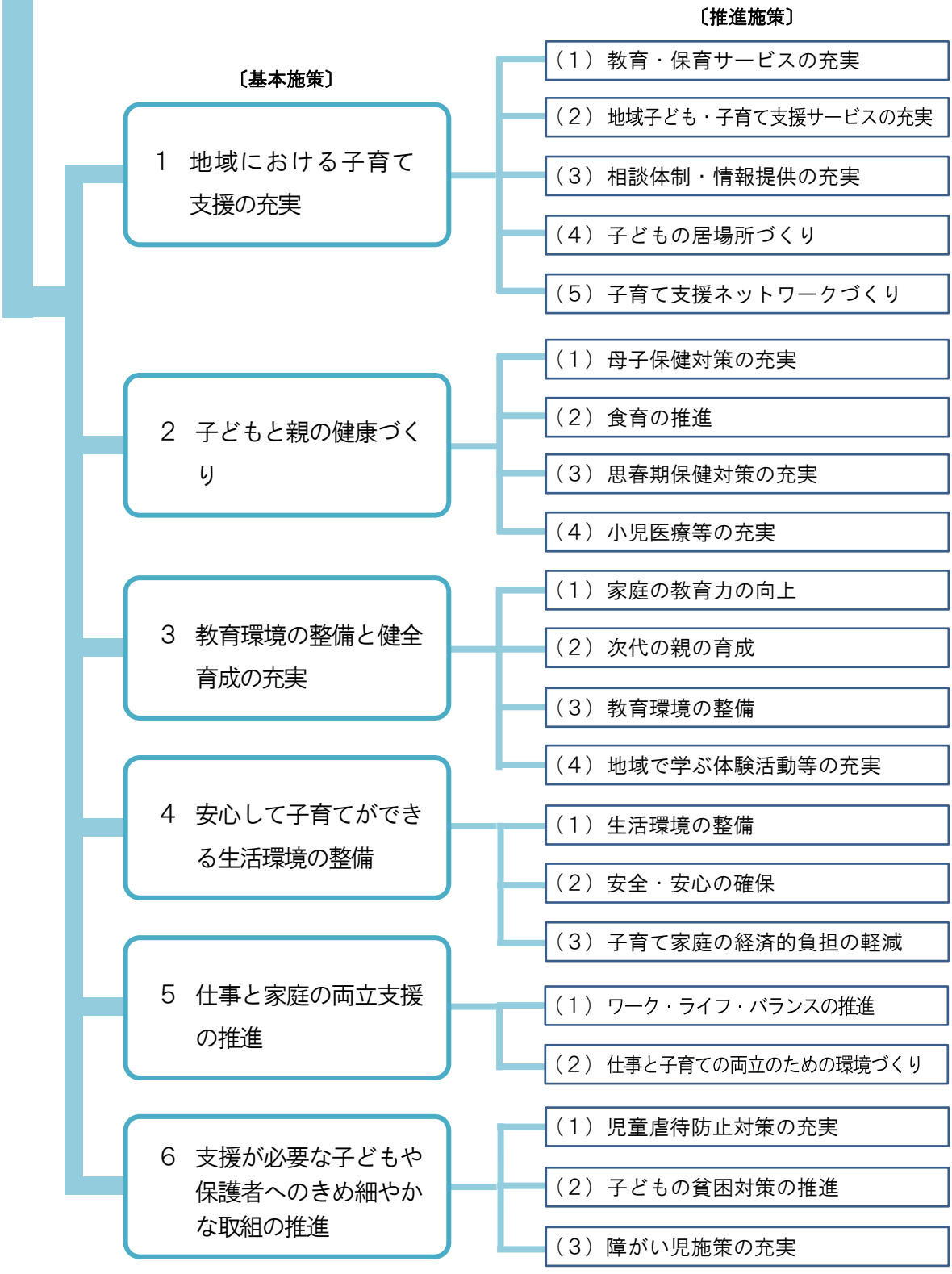

2 基本施策別の取組

1 地域における子育て支援の充実

〔施策の背景〕

- 少子化や核家族化の進行、隣近所など地域とのつながりが希薄化する中で、子育て家庭が孤立し、育児への悩みや不安を抱える保護者が増えてきています。
  このため、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができるように、子育てしやすい環境整備が求められており、社会全体で子育ての大切さを認識し、積極的に支援することが必要です。
- 働く母親の増加など子育て家庭を取り巻く社会環境の変化により、子育て支援に関するニーズは多様化しています。
  行政や事業者はもとより、地域の様々な担い手により子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。
- 保護者が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子どもが健やかに成長するためには、親自身が養育力を高めることができる環境づくりが重要です。

〔推進施策〕

（1）教育・保育サービスの充実

- 親の就労形態や勤務形態、生活スタイルの変化等に合わせ、多様な保育ニーズに対応した教育・保育サービスの連携、支援環境を整えます。
- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期であり、全ての子どもが等しく心身の健やかな成長ができるよう、教育・保育サービスの拡充を推進するとともに、特別な配慮が必要な子どもにおいても質の良い教育・保育を提供できるように努めます。
- 子どもを第一に考えた適切なサービスを確保するため、幼稚園、保育所、認定こども園等における研修制度の充実、施設整備や運営に係る助成など、教育・保育の質に配慮した環境を整えます。
- 保育士等の専門性を向上させるとともに、質の高い人材を安定的に確保するため、保育士等の処遇改善を図ります。
- 安全な教育・保育環境を確保するため、乳児の睡眠中や食物アレルギー、感染症対策など、子どもの年齢に応じた活動内容に留意し、重大な事故の発生防止に取り組みます。

（2）地域子ども・子育て支援サービスの充実

- 地域の親子が集い、交流できる場として、地域子育て支援センターやつどいの広場を開設し、子育て家庭を地域で支える取組を推進し、子育て家庭の孤立や子育ての負担感の解消を図ります。

- 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て家庭のニーズに即した支援について、サービス内容を精査し、さらなる事業の充実について検討します。
- 子育てを地域全体でより豊かに進めていくために、子育てを支援するサポーターやボランティア、子どもの活動を支援する人材等を育成し、地域の子育て力を向上させることが重要であり、子育てに関する支援を行いたい人に対し、研修や情報提供などを行い、子育て支援者の養成に努めます。
- 関係機関、団体と連携し、家庭や職場、地域で一人ひとりが子育てを支えていく取組に関する啓発を進め、「社会全体で子育てを支える」機運を醸成します。

（3）相談体制・情報提供の充実

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子育て家庭は親族や近隣からの日常的な支援や助言が受けにくい環境にあります。

  ニーズ調査では、「保育所や学校など」を相談先とする保護者が４割以上ありますが、家庭において子育てをする保護者は相談先が限定され、児童虐待等につながるおそれもあるため、乳幼児期からの子育てに対する不安感、負担感、孤立感などを減らすための相談体制を整えます。
- 子育てにおいては、妊娠・出産期から子育て期まで多様な情報提供が求められています。行政サービスや子育て支援団体の活動をまとめた子育て支援情報誌を発行し、成長段階に応じ役立つ情報の提供を行います。また、子育てに特化したポータルサイトの運営により、必要なときに必要な情報が得られる体制や、ＳＮＳ等による情報発信を行い、子育ての不安解消、負担軽減を図ります。
- パパママ教室など各種講座や教室等を開催し、親としての学びの機会を提供するとともに、地域子育て支援センターなどの親子が集う交流の場を設けるなど、親育ちの支援に努めます。
- 全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子育て世代包括支援センターと一体となって、子どもやその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整を行うための拠点として、子ども家庭総合支援拠点の設置の検討を進めます。

（4）子どもの居場所づくり

- 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブを保護者会等に運営委託し、地域住民、保育所や小学校との連携を深めながら、児童の安全・安心な居場所の確保に努めます。
- 未就園児等がいる世帯では、子育てに関する悩みの相談先が限られていることから、地域子育て支援センターやつどいの広場を開設し、親子で交流する機会や相談等ができる場所を提供します。

（5）子育て支援ネットワークづくり

- 地域の高齢化や社会情勢の変化により、地域の連帯意識に支えられた地域の子育て機能が低下しており、将来的にも活気のある地域づくりを進めていくために、子育て家庭に寄り添い、子どもの成長を支えあう地域活動の育成に取り組みます。
- 子育て家庭だけでなく、地域や学校、企業等がそれぞれ子ども・子育て支援の役割を認識し、地域全体で協働して取り組むことが重要です。子育てに関わる全ての人が同じ立場で、意見交換や情報共有を行うことができる機会を作ります。

基本施策１に関する取組

（1）教育・保育サービスの充実

No.	取組	取組内容	担当課
1	認定こども園の普及	質の高い幼児教育を推進するため、認定こども園の制度の周知や情報提供に努め、事業者の意向などに十分配慮しながら普及を進めます。	子ども課
2	幼稚園教諭・保育士等の質の向上	〔保育教諭等の研修の充実〕 教育・保育に係る諸活動や研修を充実させることで、教育・保育に携わる職員の知見や人間性を深め、指導力など資質の向上を図ります。 〔保育士等の処遇改善〕 国や県の制度を活用し、保育士等の処遇改善に取り組みます。 〔配慮を要する子どもへの支援〕 子どもの健康状態や発達の状況、家庭環境など特に配慮や支援を要する子どもについて、適切な教育・保育が受けられるよう、職員の資質の向上を図るとともに、専門機関と連携し、支援の充実に努めます。	子ども課
3	教育・保育施設と小学校との連携支援	幼・保・小の交流や合同研修等の実施により、幼児教育の充実を図ります。また、就学前児童一人ひとりの発達の過程を記録した要録の作成や、健康診断など、円滑に小学校へつなぐための取組を行います。	学校教育課
4	民間保育所等の改築支援	老朽化した民間の保育所等について、計画的な施設整備を行うため、園舎改築費用の助成など、教育・保育環境の向上に努めます。	子ども課

［留意事項］

次ページ以降の表に記載している各記号の内容は、以下のとおりです。

※【新】は、第２期計画からの新たな取組又は取組内容を追加した項目に付記しています。

※【重点】は、34 ページに記載している各重点施策に係る取組を付記しています。

（２）地域子ども･子育て支援サービスの充実　　【重点２】

No.	取組	取組内容	担当課
1 【新】	子育て支援事業の実施	子育て家庭の孤立化や不安感、負担感を解消するため、親子が集い、交流できるよう、地域子育て支援センターやつどいの広場を開設するなど、地域で支える取組を行います。 また、乳児のいる全ての家庭に保健師が訪問し、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行うなど、子どもが健やかに成長することができる家庭を支援する取組を行います。	子ども課 子育て世代包括支援センター
2	子育て支援員等の質の向上	各種子育て支援事業の人材の養成や確保、また、子育て支援員等の質の向上を図るため、研修等の開催の周知を図ります。	子ども課
3 【新】	子育て支援の普及	〔子育て応援店事業〕 子育て支援に取り組む民間事業所を協賛店として募り、広く活動内容の周知を図ることで、地域全体で子育てを支援する意識の向上、機運の醸成に努めます。 〔赤ちゃんの駅事業〕 乳幼児期の子育て家庭が気軽に市内のイベント等に参加できるよう授乳やおむつ交換ができる移動式のテントを貸し出し、外出しやすい環境を整えます。	子ども課

（３）相談体制・情報提供の充実　　【重点２、４】

No.	取組	取組内容	担当課
1 【新】	子育てに係る情報提供・相談体制の充実	〔子育て世代包括支援センター〕 妊娠期から育児期までの家庭を対象に、不安や悩みを軽減・解消するため、相談等の支援体制の充実を図ります。 〔出張相談等〕 妊娠、出産、育児等に関する各種の教室、健康診査を始め、「すくすく相談」「もぐもぐ相談」のような地域子育て支援センターに出向いての相談や訪問等を実施し、ゆとりある育児ができるよう支援します。 また、医師・助産師による遠隔健康医療相談を受けられる「産婦人科・小児科オンライン」などの活用も図ります。 〔不妊に悩む方への支援〕 特定不妊治療を受ける夫婦に対し、治療に係る費用の一部を助成するなど、経済的な負担軽減を図ります。 〔子育て支援専用サイト〕 子育てに関するポータルサイトつばきっずにより、妊婦や子育て中の保護者が必要とする情報が取得しやすい環境づくりに努めます。 〔利用者支援事業〕 各家庭のニーズに応じた教育・保育等に関する情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整えます。 〔子育てガイド〕 子育てに関する様々な情報を子育て家庭等に広く提供するため、子育てガイドを発行するとともに、関係機関が発行する子育て情報誌に必要な情報提供を行います。	子ども課 健康推進課 子育て世代包括支援センター

2	子育て支援情報の発信と共有	子育て支援団体の活動のほか、療育情報等を含む全ての子どもを対象とした子育て支援情報誌の発行や、ＳＮＳなどを利用した情報発信等の方法についての検討を進めます。 また、乳幼児健康診査や妊婦健康診査、予防接種等の個人の健康情報歴が、マイナポータル上で確認できるという国の仕組みづくりに呼応した取組を推進します。	子ども課 健康推進課
3 【新】	子ども家庭総合支援拠点の設置の検討	国の方針に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う、子ども家庭総合支援拠点の設置の検討を進めます。	子ども課

（４）子どもの居場所づくり　【重点２】

No.	取組	取組内容	担当課
1	放課後児童クラブの開設	放課後などに仕事で家に保護者等のいない児童等の安全・安心な居場所を確保するため、ニーズに即して、放課後児童クラブを開設します。	子ども課
2	子育て親子の居場所づくり	乳幼児等の未就園児とその保護者を対象に、地域子育て支援センターやつどいの広場を開設し、各種催し物等を実施するなど、親子が参加しやすい交流の場の提供に努めます。	子ども課
3	子どもがのびのび過ごすことのできる居場所の整備	公園等の施設の維持管理を行うことで､子どもたちが利用しやすく、安全にのびのびと過ごすことができる環境づくりに努めます。	住宅公園課
4 【新】	子ども食堂等への協力支援	民間団体等が行う地域の子どもへの食事や交流の場を提供するための取組についての活動の周知や、活動に関する相談、助言等の支援を行います。	子ども課

（５）子育て支援ネットワーク　【重点５】

No.	取組	取組内容	担当課
1	子育て支援ネットワークの推進	子育てを支援する団体や関係機関、行政のほか、子育て支援に関わる者を中心に集い、子育て支援に関する情報共有や意見交換を行う「子育て支援ネットワーク会議（通称：KOSONOWA)」の活動を推進します。	子ども課
2	子育て支援グループの普及	親自身が子育てについて､仲間づくりやコミュニケーションを図り、養育力を高めることができるよう、サークルづくりやその活動に対する支援を行います。	子ども課
3	子育て親子の交流の促進	子育て家庭の交流の場を提供する関係機関と連携し、自主活動の推進と活性化に努めます。	子ども課

2 子どもと親の健康づくり

〔施策の背景〕

- 晩婚化や核家族化の進行、子育てと仕事の両立等、子どもを産み育てる環境が変化しており、出産や育児に不安を持つ人が増加しています。
  母親になる不安を感じることなく、健康を維持しながら安心して子どもを産み育児を楽しむとともに、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から育児期までに至る切れ目のない母子保健施策の充実が求められています。
- 健康診査を始め、食育の推進、事故防止、病気に対する正しい知識の習得、ワンオペ育児等子育てに対する不安感や孤立感を軽減するための相談体制等の充実が必要です。
- 心や体の発達にとって重要な時期である思春期は、飲酒や喫煙、性感染症、薬物など健康を脅かす問題に関する正しい知識が必要であり、将来の親となる世代が家庭の大切さや生命との関わりについて理解を深められるよう、思春期からの保健対策が大切です。
- 小児医療は、子どもの健やかな成長と子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。身近な地域でいつでも相談、受診できるよう、関係機関と連携し、情報提供の充実に努めます。

〔推進施策〕

（1）母子保健対策の充実

- 妊娠期から育児期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施します。
- 核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験がないまま妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。母子健康手帳の交付時の面接指導等により、妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握して継続的な支援につなげます。
- 母体や胎児の健康を守るため妊婦健康診査受診票を発行し、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。
- 産婦における心身の不調の早期把握に努めながら、安らぎの場の確保等、母子に対して心身のケアやサポート等を行う産後ケア事業等の実施を検討します。
- 乳幼児健康診査･相談等において経過観察が必要とされた場合には、速やかに状況を把握し、定期的な指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導や相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会を捉えて、誤飲や転落、乳児突然死症候群といった乳幼児の事故防止に関する啓発活動を行います。
- 岩手県周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」や、気仙地域母子保健関係者等連絡会など、保健・医療・福祉・教育の関係団体・関係機関の連携により、母子保健の現状や問題の共有を図ります。

- 様々な機会を捉えてむし歯予防を啓発するとともに、歯科医師や歯科衛生士と連携しながら乳幼児期からのむし歯予防対策に努めます。

（2）食育の推進

- 保育所・認定こども園や幼稚園、学校等で提供する給食を通して、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るため、教育分野や保健分野と連携しながら、「食育」の推進に取り組みます。
- 児童・生徒への給食は、食材や調理方法などを工夫し、栄養のあるメニューを提供します。また、県産、気仙地域や大船渡市産の食材を使用するなど、地産地消を推進します。
- 小中学校、保育所等で実施する行事食、郷土料理などの食べて楽しい給食の提供、農業体験など食への関心を高める取組に努めます。
- 乳幼児健康診査・相談等において、成長段階に合わせた栄養指導及び望ましい食習慣についての知識の普及に努めます。

（3）思春期保健対策の充実

- 次世代の親となる子どもには、学校教育や職場体験、乳幼児健康診査等を通じて乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ、家庭の役割等への理解を深めるなど、子どもや家庭の大切さを知るための機会を拡充します。
- 生命の教育とともに、年代に合わせた性の正しい知識を伝えていくことにも努め、性感染症や望まない妊娠を防ぐために、関連機関との連携を強化します。
- 思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べて精神的・社会的に未熟であり、喫煙、飲酒、さらには薬物乱用等の様々な問題が増加することから、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発が重要です。
- 心身症や不登校、ひきこもり、10 歳代の自殺や自傷行為など思春期特有のこころの問題も深刻化してきており、また、スマートフォン等の普及により、ネット依存、ゲーム依存という新たな問題も発生していることから、こころの健康に関する相談等の充実に努めます。

（4）小児医療等の充実

- 母子健康手帳への各種相談窓口一覧表の掲載、子どもへの感染症防止に関する周知啓発、ＳＮＳで医師と遠隔健康医療相談ができる「産婦人科・小児科オンライン」の活用など、子育て家庭への支援を行います。
- 民間医療機関と連携し、休日における当番医の確保を図るなど、安全・安心な医療体制に努めます。

基本施策２に関する取組

（１）母子保健対策の充実　【重点４】

No.	取組	取組内容	担当課
1	妊娠・出産の安全性の確保	妊娠・出産に対する不安を軽減するため、子育て世代包括支援センターを核として、訪問、来所、電話による相談を保健師等が実施するとともに、母子健康手帳交付時や妊婦訪問・相談等の機会を捉え、順調な妊娠期間を過ごせるよう支援します。 また、妊娠・出産に伴う各種手続や制度、妊婦健康診査、パパママ教室、早産予防等の周知を図り、安心して出産できる環境の整備に努めます。 さらに、新生児聴覚検査を実施し、子どもの聴覚障害の早期発見、早期治療につなげます。	健康推進課 子育て世代包括支援センター
2 【新】	安心して子育てができる支援体制の充実	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・育児期にわたる相談に応じ、包括的で切れ目のない支援を行います。 なお、母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問時の産婦への質問票等により要支援者の把握に努めながら、産後ケア事業の実施を検討するなど、妊産婦のメンタルヘルス対策にもつながる産前・産後サポートや産後ケア等の充実を図ります。 〔未熟児養育医療給付〕 未熟児の医療費の一部を負担するとともに、養育の相談対応等の支援を行います。 〔乳幼児健康診査及び健康相談の充実〕 受診率の向上を図り、病気の早期発見や予防に努めます。健康診査後の指導が必要な乳幼児に対しては、関係機関と連携をとり、順調に発達できるよう支援します。 また、健康診査未受診者等様々な問題を抱えていても自ら訴えない人や、育児困難が予測される未熟児、障がい児等に対しては、早期からの把握に努め、育児支援を行う関係機関等との連携により支援を行います。乳幼児健康診査・相談での保健指導、栄養指導を通して、保護者が安心して子育てができるように支援します。 〔パパママ教室の充実〕 妊娠・出産・育児に関する知識の普及や沐浴実習等による実技の習得だけでなく、夫婦で協力して子育てしていくことの大切さを普及します。 〔各種予防接種率の向上〕 定期接種における予防接種率の向上を目指し、今後も未接種者への接種勧奨を進め、感染症の予防を図ります。 なお、任意予防接種であるロタウイルスワクチンや小児インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。	健康推進課 子育て世代包括支援センター

3 【新】	乳幼児のむし歯予防	むし歯のある３歳児が多いことから、１歳児健康相談における個別ブラッシング指導や歯科訪問指導の実施を始め、個別の２歳６か月歯科健康診査の実施、幼児健康診査でのフッ素塗布など、歯科医師や歯科衛生士と連携しながら、むし歯予防対策の充実を図ります。 また、「歯のかわら版」を全戸配布し、むし歯予防を含む口腔保健の知識の普及に努めます。	健康推進課

（２）食育の推進

No.	取組	取組内容	担当課
1	学校教育における食育の指導	学習指導要領の特別活動として、専門的な知識を有する栄養士が直接学校に赴き、その年齢に応じたテーマを取り上げながら学級担任の教師と連携して食に関する指導を行います。 また、地元の生産物を学校給食の食材として活用するなど、地産地消に努めながら、地域の環境や食文化への理解促進を図ります。	北部学校給食センター
2 【新】	食育の支援の充実	保育所給食を通して、子どもたちが食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付け、成長期における安定した栄養を摂取するため、保育所等を利用する３歳以上の副食費の無償化を行います。 地域子育て支援センターにおける栄養相談（もぐもぐ相談）や、乳幼児健康診査・相談等において成長段階に合わせた栄養指導、望ましい食習慣等についての知識の普及に努めます。	子ども課 健康推進課

（３）思春期保健対策の充実

No.	取組	取組内容	担当課
1	いのち・性に関する教育の充実	思春期保健の現状と課題を踏まえ、妊娠・出産に関する講演会や実技指導の実施を始め、乳幼児とふれあう機会を提供するなど、いのちや性に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課 学校教育課
2	思春期における危険な薬物等の意識啓発	喫煙・薬物乱用防止等の教育活動や啓発活動を行います。	子ども課 学校教育課

（４）小児医療等の充実

No.	取組	取組内容	担当課
1 【新】	小児医療における相談体制の充実	関係機関と連携し、ＳＮＳで医師と遠隔健康医療相談ができる「産婦人科・小児科オンライン」の活用を図るなど、子育て家庭への相談支援を行います。	健康推進課
2	休日等における小児救急医療の体制の充実	民間医療機関の休日における当番医の確保・情報提供体制など、緊急時における医療体制の充実を図ります。	健康推進課 国保年金課

3 教育環境の整備と健全育成の充実

〔施策の背景〕

- 人口減少社会において、社会の活力や豊かさを持続するため、子ども一人ひとりの能力と個性を伸ばすとともに、基本的な生活習慣や社会的なマナーなど、生きる力を育むことが求められます。
- 日常生活における自分の興味や欲求による体験を通じて、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が育まれ、ものや人との関わりにおける自己表出によって、自我や主体性が芽生えます。
  次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭教育の重要性を認識し、家庭における教育力の向上を図ることが大切です。
- 自然や人とのふれあいを大切にし、豊かな人間性や社会と調和した生き方を子どもたちが身に付けられるよう、学校、地域において、子ども同士の交流や多くの人とのふれあいによる様々な体験の機会を提供する地域活動への支援等、社会全体で子どもを育む教育施策に取り組むことが必要です。

〔推進施策〕

（１）家庭の教育力の向上

- 子どもたちが、自分らしく、健やかに成長していくため、家庭教育の重要性の啓発を行い、地域や学校とのつながりの中で、家庭の教育力の向上に努めます。
- 家庭や地域の教育的役割や子育てに関する多様な課題等について、学習する機会や情報の提供を行います。
- 子どもや保護者が抱える様々な課題、悩みなどに対し、学校・地域等がそれぞれの役割を持って、連携協力し、問題解決に努めます。

（２）次代の親の育成

- 少子化などの影響で、乳幼児に接する経験がないまま親になる人が増えており、生徒等が乳幼児や子育てを身近に感じる機会を持つ必要性が高まっていることから、学校、医療機関と連携し、乳幼児とふれあえる場を提供します。
- 男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、学校や関係機関と連携し、親となるための男女の特徴や子育てに関する学習の場や命の大切さを実感できる機会の提供に努めます。

（3）教育環境の整備

- 学校教育の基礎・基本となる学力を大切にしながら、児童・生徒の個性や問題意識に根ざした自ら学ぶ教育と、学ぶ楽しさを実感し、学び続けるための「確かな学力を育む」教育を推進します。
- これからの社会の担い手として、多様な個性と生きる力を育む教育の実践、技術革新やグローバル化など社会経済環境の変化に対応できる創造性や国際性を備えた子どもの育成など、学校、家庭、地域が一体となった教育環境の充実を図ります。
- いじめや不登校など、子どもからのサインを見逃さない体制づくりに努めるとともに、行政、家庭、地域が連携し、社会全体でいじめ防止に向けた取組を進めます。
- 子ども自らが悩みを相談できる環境を整えるとともに、支援が必要な子どもに対しては、教育、福祉、医療等の様々な専門機関が連携して、訪問支援など、児童・生徒一人ひとりに応じた支援を積極的に進めます。
- 犯罪被害や人権侵害にあった子どもに対して、関係機関と連携し、子ども・保護者への心のケアやカウンセリング等の支援を行います。

（4）地域で学ぶ体験活動等の充実

- ボランティアなどの地域貢献活動や芸術･文化･歴史などに触れる機会、野外での自然体験、動物とふれあう機会など、多様な体験活動の充実を図り、広い視野を持ち、豊かな人間性や社会性を養う取組を進めます。
- 乳児期に初めての絵本を手渡す「ブックスタート」、市立図書館や地域図書室、幼稚園・保育所などでの読み聞かせ活動、小中学校での読書推進の取組など、「子ども読書活動推進計画」に基づき、本に親しむ取組を進めます。
- ふるさとへの愛着と誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育むため、地域が一体となって自然・歴史・文化・産業などの地域資源を活用した子どもの育成環境の充実に努めます。
- 地域の人たちや自然･文化にふれあう体験学習や異世代間交流などの地域活動に、子どもや保護者等の参加を促進しながら、地域と一体となった子どもを育む機会や子どもの健全育成活動の活性化を図ります。

  また、スクール・サポート・ボランティアの登録制度などにより、地域人材の活用を図り、地域ぐるみで連携した教育環境の整備を進めます。また、地域を知り、地域を愛する子どもたちを育てます。

基本施策３に関する取組

（１）家庭の教育力の向上

No.	取組	取組内容	担当課
1	家庭教育に関する学習の場の充実	〔家庭教育学級〕 小中学校や保育所等と連携して、保護者や地域住民に対し、家庭や地域の教育的役割や、子育てに関する多様な課題等を学習する機会を提供します。	中央公民館
2	家庭教育に関する相談体制の整備	子育ての悩みを抱えた親などを支援するため、電話相談や面接相談の実施など、相談体制の充実に努めます。	子ども課

（２）次代の親の育成

No.	取組	取組内容	担当課
1	生徒が乳幼児とふれあう機会の提供	少子化により家庭で乳幼児とふれあう機会が少ないことから、学校等と連携し、高校生等が乳幼児にふれあえる場づくりを推進します。	健康推進課
2	子どもを産み育てることに関する学習の充実	将来、親となるために男女の特徴を理解するとともに、幼児に対する温かい感情や関心を養うために、学校教育において学習や意識の啓発を行います。	学校教育課

（３）教育環境の整備

No.	取組	取組内容	担当課
1	新しい教育課題への対応	〔基礎学力の向上と創造性の育成〕 基礎学力を定着及び向上させるとともに、一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むよう努めます。 また、国際社会、情報社会の中で力を発揮できる人づくりのため、異文化の理解､外国語教育や情報活用能力を育てる教育を推進します。 〔今日的な教育課題への対応〕 これからの時代に求められる学校の姿についての具体的な研究や教職員の研修を推進します。 〔地域に開かれた学校づくり〕 学校の教育活動への地域の人々の積極的な参加と優れた知識や技術を持つ地域の人材の活用などに取り組み、地域に開かれた学校づくりに努めます。 〔国際理解・英語教育の推進〕 児童・生徒が生きた英語に接することで、国際感覚の基礎を培うとともに、学習意欲の喚起につながるよう、小中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣して指導を行います。	学校教育課

2	教育相談体制の充実	いじめや不登校、学校生活の悩みなどに対応するため、市内に「教育相談室」を設置し、教育相談員を配置するとともに、各中学校への「心の教室相談員」の配置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置により、子どもや保護者の相談・支援を行います。	学校教育課

（４）地域で学ぶ体験活動等の充実

No.	取組	取組内容	担当課
1	子どもの学びの機会の充実	〔児童・乳幼児の読書活動の推進〕 絵本に触れる機会の提供（ブックスタート事業等）、おはなしパレードを引き続き実施するとともに、読書を通じた学習機会を提供し、子どもの成長を支援していきます。 〔中高生の読書活動の支援〕 中高生向けコーナーの所蔵資料（図書等）を収集し、学習環境の充実を図ります。 〔移動図書館車かもしか号の運行〕 福祉施設や公営住宅のほか、市内の保育所や小中学校等を月１回巡回し、図書館へ来られない人へ読書の機会を提供します。	市民文化会館・図書館
2	地域環境を生かした体験活動の充実	〔体験活動等の実施〕 地域の自然と文化に対する理解を深められるよう、地域資源をいかした自然観察会や体験学習会等を開催します。 〔体験学習活動等の情報提供〕 学校や地域で実施している学習会･体験活動等の情報の収集･提供を行います。 〔地域の担い手の育成〕 子どもが楽しくスポーツ・レクリエーション等に参加できるよう指導者の発掘・養成を行います。	博物館 生涯学習課
3	青少年地域活動の推進	地区公民館等と連携し、世代間交流・奉仕活動・芸術文化鑑賞・郷土芸能伝承活動・スポーツ活動などの各種事業を通じて、地域の自主的な活動を支援していきます。	生涯学習課

4 安心して子育てができる生活環境の整備

〔施策の背景〕

- 地域のつながりの希薄化によって、子育て家庭の孤立化が社会問題となっています。子どもがのびのびと遊ぶことができ、親がゆとりを持って子育てをすることを基本に、地域の中で安全、かつ安心して様々な活動に参加できるよう生活環境を整えることが大切です。

  また、事件事故、犯罪などに巻き込まれないよう、日常生活における事故防止や防犯対策は、子どもの健やかな育ちを保障するために欠くことのできない重要な取組であり、安全・安心な子育てのための社会づくりを進める必要があります。
- 子どもを持つとお金がかかるという潜在的なイメージと、個人の豊かさに重きを置いた社会的価値観の広がりが、少子化の要因の一つであると考えられます。

  子育て家庭への経済的支援や住宅環境の優遇により、子育てに対する負担感を軽減し、子育てを諦めない社会づくりを進めることが必要です。

〔推進施策〕

（1）生活環境の整備

- 公共施設や道路、公園等の施設整備にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、安全・安心な歩行空間の整備や交通バリアフリー化の施策を進めます。
- おむつ替えや授乳ができるスペースを備えた公共施設や民間事業所等の情報提供を行うとともに、市内で開催されるイベントにおいて、授乳・おむつ替え用のテント等を希望する団体に貸し出すなど、乳幼児を連れた保護者が外出しやすいまちづくりに取り組みます。

（2）安全・安心の確保

- インターネットの普及により、高額な使用料金を請求されるケースや、オンラインゲームの決済トラブル等で、子ども自身が契約の当事者となるおそれがあり、保護者に対しては、携帯端末のフィルタリング、ペアレンタルコントロール等の必要性を認識させるなど、子どもの犯罪被害等の未然防止を図るために啓発活動を実施し、また、子どもに対する情報モラルの教育に取り組むなど、子ども自身が加害者とならないための支援を行います。
- 交通社会における一人ひとりの意識の向上により事故防止が図られるよう、子どもの成長に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
- 学校における不審者侵入訓練や防犯教室の実施、防犯ブザーの配布等を通じ、「自分の身は自分で守る」という防犯意識の高揚を図ります。
- 電子メールによる不審者情報等の迅速な発信及び情報共有を行うとともに、少年補導委員等による街頭活動など、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制をつくります。
- 風水害や地震、津波など、いざというときに子どもを守るためのリスク管理の対応として、

地域防災計画による災害時要配慮者等への支援、子育てや教育の現場における業務継続計画の策定や災害訓練など防災体制の充実に努めます。

（３）子育て家庭の経済的負担の軽減

- 子育てに関わる経済的負担は、子育て中の保護者にとって大きな課題であり、特に、所得が少ない 20 歳代から 30 歳代までの若い世代では負担感が大きいため、少子化の進行に拍車がかかることが懸念されます。このため、３歳以上児の保育料の軽減や副食費の無償化、児童手当等の支給、子どもにかかる医療費の助成など、教育・子育ての経済的負担を軽減するための制度の適切な利用、普及を図ります。
- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。また、経済的な負担軽減措置を講じることは重要な少子化対策であるとした「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、国の幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月より行われています。
- ニーズ調査によると、“充実を望む子育て支援策”では、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」という意見が約７割と多く、また、“希望する子どもの数よりも、予定している子どもの数が少ない理由”では、「子どもを育てるのにお金がかかるから」が最も多くなっています。親になる世代が、経済的理由によって子どもを持つことを諦めないように、また、子どもが不利益を被ることがないように子育てや教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、引き続き国や県の施策と連携しながら支援を行います。

基本施策４に関する取組

（１）生活環境の整備　【重点３】

No.	取組	取組内容	担当課
1	子育てにやさしい公共施設の整備	公共施設の新築・増改築時に、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、親子が利用しやすい環境整備に努めます。 また、公共施設等において託児施設や授乳スペースなどの設置を推進します。	各課施設管理担当
2	道路、公園などの身近な施設の環境整備	通学路を含む道路や、身近な地域における公園等の整備にあたっては、バリアフリー化を推進するとともに、適切な維持管理により、施設の快適な環境整備に努めます。	建設課 住宅公園課
3	子育てに配慮した地域の意識啓発	広報等により、妊産婦や子ども連れに配慮した、人にやさしい地域の意識啓発に努めます。	子ども課

4 【新】	子育て支援の普及	〔子育て応援店事業〕 子育て支援に取り組む民間事業所を協賛店として募り、広く活動内容の周知を図ることで、地域で子育てを支援する意識の向上、機運の醸成に努めます。 〔赤ちゃんの駅事業〕 乳幼児期の子育て家庭が気軽に市内のイベント等に参加できるよう授乳やおむつ交換ができる移動式のテントを貸し出すなど、外出しやすい環境を整えます。	子ども課

（2）安全・安心の確保　　【重点3】

No.	取組	取組内容	担当課
1	子どもの交通安全対策の取組	〔交通安全教室等における指導〕 地域公民館や保育所・幼稚園・小中学校で開催する交通安全教室における交通ルール指導や、交通事故防止のための啓発活動を行うなど交通安全対策に取り組みます。 〔交通指導員の設置〕 交通指導員を設置し、通学路等における児童・生徒や歩行者の誘導保護を行い、交通事故防止に努めます。 〔チャイルドシート着用の徹底〕 チャイルドシートの正しい着用方法を普及させるとともに、子どもが痛ましい交通事故の被害者にならないよう、着用の徹底を働きかけます。	市民環境課 学校教育課
2	子どもの犯罪被害に関する防犯体制の整備	子どもが犯罪に巻き込まれないよう、安全な通学路や公園等の環境整備に努めます。また、不審者対策や犯罪被害に関する情報提供などを行うとともに、地域の防犯ネットワークの充実を図ります。	子ども課 市民環境課 学校教育課 生涯学習課 住宅公園課 建設課
3	犯罪被害にあった子どもの保護	犯罪やいじめ、虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を支援するため、関係機関の連携を密にし、子どもの保護、支援に努めます。	子ども課
4	子どもの防災対策の推進	地震や津波等の有事の際の対応については、子どもの生命の安全を最優先し、学校等で策定している「防災管理マニュアル」により防災対策の推進に努めます。	子ども課 学校教育課

（３）子育て家庭の経済的負担の軽減　　【重点１】

No.	取組	取組内容	担当課
1	経済的負担軽減の支援	〔児童手当等の支給及び諸制度の周知〕 児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各種制度の周知・啓発に努めます。 〔保育料の軽減〕 適切な教育・保育を受けられるよう保育料の軽減を図り、特に負担が大きい多子世帯の子どもの保育料の負担軽減・無料化を行います。 〔副食費の無償化〕 幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等に通う３歳以上児の副食費の無償化を行います。 〔出産祝金の支給〕 市内で生まれた子どもを対象に、出生数に応じた出産祝金（地域商品券）の贈呈を行います。 〔子育て用品の無償貸与〕 市内在住の子育て家庭を対象に「ベビーカー」や「ベビーベッド」の貸出しを行います。 〔医療費の助成〕 妊産婦や子ども、重度心身障害者の医療費を助成します。 〔奨学金制度の周知〕 教育費の負担を軽減するため、各種奨学金制度の周知に努めるとともに、国・県に対して、制度の拡充について働きかけます。 〔就学・通学に対する支援〕 経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒や、遠距離通学する児童・生徒に対し、各種費用の助成・支援を行います。	子ども課 国保年金課 学校教育課 生涯学習課

5 仕事と家庭の両立支援の推進

〔施策の背景〕

- 少子高齢化社会による人口減少から、経済を発展・維持する上で、さらなる女性の社会進出、活躍が求められています。
  また、結婚、出産による女性の離職は少なくはなく、仕事に偏重した働き方をする男性が多いことで、家事等の役割のほとんどを女性が担っており、男女の固定的な役割分担意識の解消を図ることが求められます。
- 共働き世帯の増加等で生活スタイルが多様化する中、働く保護者が安心して子どもを産み育てることができるようにするため、仕事と子育てを両立できる社会づくりが求められています。
  ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた一人ひとりの意識改革が必要です。

〔推進施策〕

（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

- 働く女性の増加により、男性の育児・家事への参加が重要となっています。これまでの職場中心の意識、ライフスタイルを転換するきっかけとなるよう、意識の啓発を図るため、男性の家庭生活への参画促進を進めます。
- 共働き世帯が増加する中、就労の場における法制度は整備されつつありますが、育児や介護休業の取得、それぞれのライフスタイルに応じた働き方は依然として厳しい状況にあります。
  育児・介護休業法等の制度の普及・定着だけではなく、働き方の見直しにより、時間外労働の削減や有給休暇等が取得しやすい職場環境づくりを目指すため、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行い、男女共同参画意識の向上を図ります。

（2）仕事と子育ての両立のための環境づくり

- 就学前児童の保護者が、柔軟な働き方を選択できるよう、教育・保育サービスの充実に努め、必要に応じて保育所等における定員の見直しや、育児休業明けの入所相談など、低年齢児の保育ニーズに対応する仕組みづくりを推進します。
  また、放課後児童健全育成事業等を引き続き実施し、仕事と子育ての両立が図られるよう環境を整えます。
- 就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに、希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

基本施策５に関する取組

（１）ワーク・ライフ・バランスの推進　【重点５】

No.	取組	取組内容	担当課
1	ワーク･ライフ･バランスの普及啓発	職業優先的な考え方などのライフスタイルの見直しにより、家庭生活や地域活動等に積極的に参画し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	男女共同参画室 商工課
2	家庭における男女共同参画の意識啓発	〔男女共同参画情報の提供〕 男女共同参画の意識啓発を図るため、その取組等について市広報等に掲載し情報提供します。 〔男女共同参画の講座等の開催〕 「いきいき講座」や「いきいき出前講座」を開催し、男女が互いに協力して家事・育児を行うことの意義など、家庭生活における男女共同参画を促進する講座を引き続き開催します。	男女共同参画室
3	育児休業・看護休暇制度の普及啓発	育児休業や看護休暇制度の利用を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。	商工課
4	父親の育児参加の促進	育児負担が母親に集中しないよう、父親が積極的に関わり、ともに育児を担うよう働きかけます。また、妊娠期に開催するパパママ教室への父親の参加を促し、出生後から夫婦で子育てできるよう支援します。	健康推進課
5	事業主・企業の取組促進	育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。	商工課
6	働く父親・母親を支える職場意識の醸成	育児休業や看護休暇制度等を利用しやすい職場の雰囲気をつくるなど、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等に働きかけます。	商工課

（２）仕事と子育ての両立のための環境づくり　【重点２】

No.	取組	取組内容	担当課
1	仕事と子育てを両立するための環境整備	女性の就業に関する職場や家庭での悩み全般の相談を受けるため、相談員を配置します。	商工課
		認定こども園や保育所、放課後児童クラブを運営し、仕事と子育てが両立できる環境を整備します。	子ども課

6 支援が必要な子どもや保護者へのきめ細やかな取組の推進

〔施策の背景〕

- 家庭や家族の形態、親の就業状況、個人のライフスタイルは多様化しており、家庭や子どもが様々な問題を抱え、特別な配慮を必要とする子どもが増加しています。
- 児童虐待は、子どもを守るべき家庭の中で発生するケースが多く、子どもの体や心を深く傷つけるなど、健やかな育ちを阻害するだけでなく、子どもの生命の存続の危機に関わる大きな社会問題となっています。

  全ての子どもの人権や生命を守るため、関係機関との連携強化を図り、あらゆる児童虐待防止策を講ずる必要があります。また、いじめ、不登校など、様々な要因により学校生活等が困難になった子どもが、ひきこもりや自殺などの事態に陥らず、同世代の子どもたちとともに成長し、円滑な社会生活を営むことができるよう、子ども一人ひとりに応じた適切な取組を行うことが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭では、生活のための変則・長時間労働や家族の病気等、複雑な問題が絡み合っており、生活習慣、健康、学習意欲、自己肯定感など、様々な面で将来のある子どもへの悪影響が危惧されます。

  貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく保障されるとともに、将来の希望がかなえられるための支援が必要です。

  また、貧困問題に密接に関係するひとり親家庭において、自立した生活を送ることができるよう養育の確保を含む相談体制・情報提供により、経済的・精神的な支援を行うことが大切です。
- 障がいや発達に遅れのある子どもが、その個性と多様性を尊重され、同世代の子どもたちと同じく学び育つ環境を整えることが重要です。

  障がいのある子どもを持つ家庭の負担や悩みは大きいため、子どもと保護者に対し必要な支援を必要な時期に提供できるよう、発達段階に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、誕生から社会的自立に至るまでの一貫した支援を関係機関と連携を図りながら行っていくことが求められます。

〔推進施策〕

（1）児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、次の世代に連鎖するおそれがあることから、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応が重要となります。

  要保護児童等への支援を行うため、大船渡市要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めるとともに、保護や支援が必要な児童及び妊産婦について、支援計画を策定し、関係機関と連携して継続支援を行います。
- 児童虐待は、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、子育ての困難さ等の様々な要因が絡み合って発生することがあるため、保護者の窮状や家庭の小さな変化等に気付き、早い段階

で対応することができるよう、家庭児童相談員を中心とした相談体制により、地域の関係機関等が連携して、子育て家庭への声かけや見守り活動を推進します。

- ❍　乳幼児期における虐待は、特に重篤化するおそれがあることから、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付時から母親への関わりを持ちながら、妊娠期から育児期にわたる総合的な相談や支援を行います。
- ❍　虐待は子どもの健やかな育ちを阻害する人権侵害であり、社会全体で取り組まなければならない問題であることから、虐待防止、情報の共有、通報制度等の普及啓発が重要です。また、保護者と一緒に暮らせない事情を持つ子どもについて、安定した人間関係の築ける家庭的な環境で生活を送ることができるよう、里親制度への理解が必要であり、国や県の取組に合わせ、広く市民に周知を図ります。
- ❍　子育てに関する一般的な悩みや、養育困難、児童虐待、児童養護施設での一時保護から入所措置解除後の見守りに至るまで、全ての子どもとその家庭及び妊産婦に関して、その実情を継続的に把握し、社会資源等に関する情報を提供し、相談全般に応じ、関係機関と連携した支援を行う体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点の設置の検討を進めます。

子ども家庭総合支援拠点のイメージ

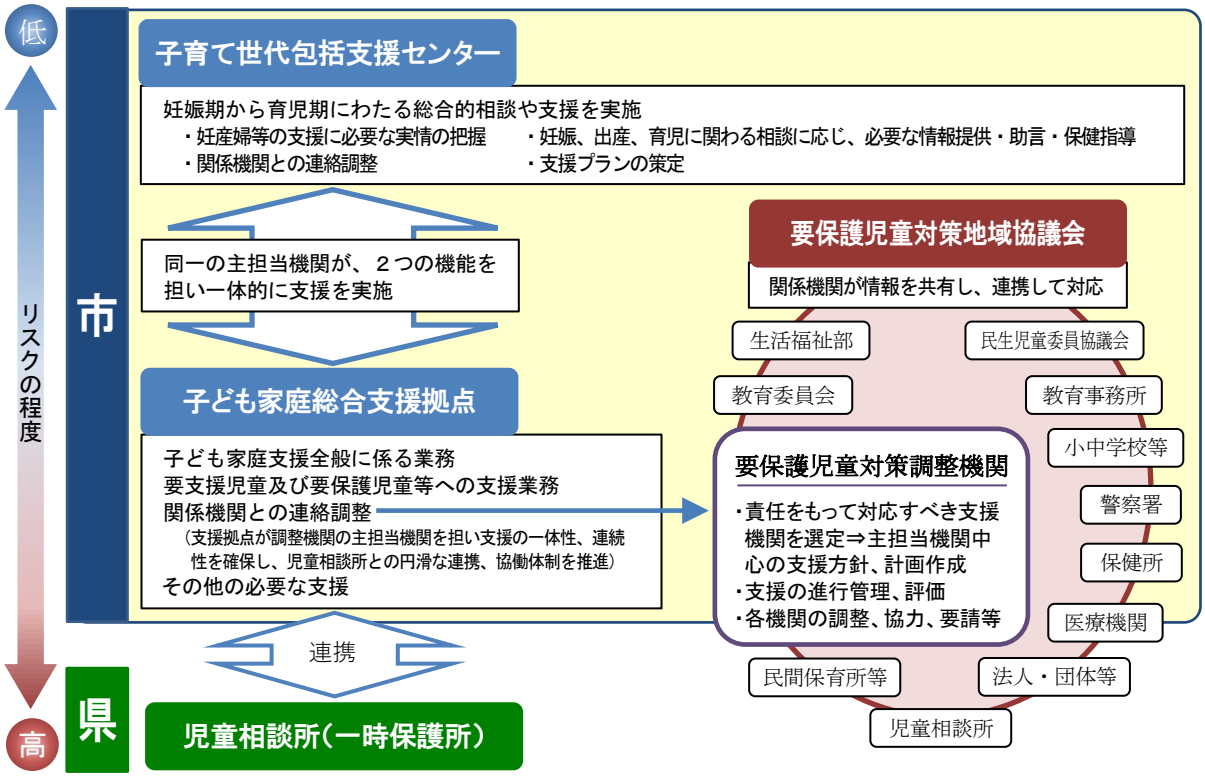

（2）子どもの貧困対策の推進

- 家庭の経済状況を原因とした教育機会の格差が生じることを防ぐため、奨学金の周知や保育料の軽減、ひとり親家庭等への就学資金の貸付けなど、子どもが自尊感情や将来への意欲を持ち続けられるよう子どもの教育に関する支援のために必要な施策を推進します。
- 保護者の就労などにより、放課後や長期休暇を一人で過ごす子どもに対する孤立防止、学習支援、社会性の育成を目指し、学習や体験の場の提供、地域の人たちなど親以外の大人とふれあう機会を設ける居場所づくりを推進します。
- ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭などにおいて、社会的に孤立し、経済的に不安定な状況になるおそれがあり、特にひとり親家庭の母親は就業面で厳しい状況に置かれるなど、子育てや生活の様々な場面で問題を抱えていることから、気軽に悩みを相談でき、適切な助言を得られるような環境づくりに努めます。
- ひとり親家庭が、経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援や、一時的な生活の援助について、関係機関と連携を図りながら実施します。
- ひとり親家庭が直面している困難を解消し、子どもにとって不利益とならないよう、子育ての経済的負担の軽減を行うとともに、生活の支援、養育費の確保を含む相談・情報提供の充実を図ります。

（3）障がい児施策の充実

- 身体障害や知的障害の他に、近年、自閉性障害や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのいわゆる発達障がいのある子どもが増えています。発達の遅れや発達障がいは、早期の発見や支援が重要であるため、乳幼児健康診査等での面談や子育て世代包括支援センターでの個別の観察、医療機関での診察結果等により、発達に心配のある子どもの状況把握に努め、子どもと保護者に対する必要な支援の提供に努めます。
- 子どもの発達の遅れについて、保護者や関係者が気軽に相談でき、納得できる対応を受けられるよう、関係機関と連携して療育・教育・就学に係る相談体制の整備に努めます。
- 障がいのある子どもの障がいの内容や発達の遅れの程度が多様化･複雑化していることから、子どもの自立と社会参加に向けて、心身ともに健やかに育っていけるよう、保育・教育環境の整備、就学や進学時の学校間での円滑な接続、福祉サービスの充実に努めます。
- 子ども本人や保護者の希望、子どもの成長に沿った適切な保育・教育を提供していくため、受入施設の職員の質の向上に努めます。

  また、障がいのある子どもと保護者に対して、関係施設や就学先、関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援体制を構築するため、（仮称）児童発達支援センターの設置について検討を進めます。

基本施策６に関する取組

（１）児童虐待防止対策の充実　【重点７】

No.	取組	取組内容	担当課
1	要保護・要支援児童等への支援体制の充実	要支援児童等を早期に発見するため、子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時等の機会に保護者や家庭の状況把握を行い、子育て家庭への支援につなげます。	子育て世代包括支援センター
2	児童虐待に関する相談体制の整備	早期発見と適切な対応を促すため、地域の実情に詳しい民生委員・児童委員等の協力により、虐待に至る前の相談窓口としての周知を図ります。	子ども課 地域福祉課
3	児童虐待防止に関する情報の周知徹底	広く児童虐待防止を周知するため、関係機関と連携し、一定期間児童虐待防止の啓発カラーのオレンジリボンを着用し、また、児童虐待が児童の心身や人格の形成に重大な影響を与えることなどを市広報等で市民へ周知します。	子ども課
4	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を行うことにより、児童相談所や保健所、医療機関、警察、教育・保育施設など関係機関との情報共有を図ります。	子ども課
5	関係機関への支援の要請	虐待等の対応が困難と判断される場合、児童相談所等への通報を始め、専門性を有する機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	子ども課
6	見守り活動の推進	地域の中で子育て家庭を助けることができるよう、民生委員・児童委員や地域のボランティアなどによる見守り活動を推進します。	地域福祉課
7 【新】	子ども家庭総合支援拠点の設置の検討	国の方針に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う、子ども家庭総合支援拠点の設置の検討を進めます。	子ども課

（２）子どもの貧困対策の推進　【重点６】

No.	取組	取組内容	担当課
1	経済的支援	〔保育料の軽減〕 適切な教育・保育を受けられるよう保育料の軽減を図り、特に負担が大きいひとり親家庭の子どもの保育料の負担軽減・無料化を行います。 〔就学援助〕 経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して、市が就学に必要な経費を援助します。 〔奨学金制度の周知〕 教育費の負担を軽減するため、各種奨学金制度の周知に努めるとともに、国・県に対して、制度の拡充について働きかけます。	子ども課 学校教育課 生涯学習課

2 【新】	支援の届きにくい家庭への取組	経済的に厳しく、社会的に孤立した家庭への支援を行うきっかけとして、アウトリーチによる食品配送を実施し、必要な支援を行います。	子ども課
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	〔児童扶養手当等の周知、啓発〕 児童扶養手当等の各種制度の周知・啓発に努めます。 〔母子父子寡婦福祉資金〕 ひとり親家庭への支援を行います。 〔母子家庭等自立促進事業〕 就業のための教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、受講費用の一部を支給することで、就業を促し、経済的自立を支援します。 〔ひとり親家庭医療費の助成〕 ひとり親家庭の子どもと親の医療費を助成します。	子ども課 国保年金課
4	ひとり親家庭や生活困窮家庭に対する相談体制等の充実	家庭児童相談員を始め、関係機関との連携を強化します。 また、ひとり親家庭や、ＤＶ被害を受けた親（配偶者）の自立促進のための相談や、子どもの心のケアを行います。	子ども課
5	子育てや生活に関する支援の充実	ひとり親家庭に経済的な支援を行い、社会で自立した生活ができるよう、児童扶養手当制度や、母子寡婦福祉資金貸付制度等の普及啓発を行います。	子ども課
6	就労支援の充実	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、母子家庭等自立支援給付事業を始めとする就労支援を行います。	子ども課
7	保育を利用しやすい環境づくり	ひとり親家庭において、求職活動中を含め保育の優先利用が可能となるように入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。	子ども課
8 【新】	子ども食堂等への協力支援	民間団体等が行う地域の子どもへの食事や交流の場を提供するための活動の周知や、活動に関する相談、助言等の支援を行います。	子ども課

（３）障がい児施策の充実

No.	取組	取組内容	担当課
1	疾病の早期発見	乳幼児健康診査や新生児聴覚検査、個別の観察等により、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健康診査未受診者に対する受診勧奨を行います。	健康推進課
2	ライフステージに応じた総合的・継続的支援の推進	障がいのある子どものライフステージに応じた総合的・継続的支援が行えるように、就学支援シートや障害児支援利用計画、個別支援計画を活用し、それぞれの状況に応じた支援を提供するとともに、関係機関による連携体制を強化します。	子ども課
3	相談体制の充実	障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となるよう、専門的相談員を配置するとともに、身近な生活に関する相談窓口体制の充実に努めます。	子ども課 地域福祉課
4	障がい児の早期療育	心身に発達の遅れや障がいのある就学前児童について、保育所や乳幼児健康診査等を通じて早期発見に努め、保護者の理解を得ながら、専門機関の指導や訓練等により､社会への順応能力の向上に努めます。	子ども課

5	障がい児保育の推進	一人ひとりの障がいの状況に応じ、家庭や専門機関等との連携を密にしたきめ細やかな保育を実施します。	子ども課
6	障がい児教育の充実	障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できる力を育てるため、障がいの実態に応じた適切な教育を行います。	子ども課 学校教育課
7	社会参加の促進	障がいのある子どもが地域社会の様々な場面に参加し、地域社会とともに育つよう支援します。	子ども課
8	教育・保育施設への受入体制の充実	各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、職員の資質向上への継続的な取組など、受入体制の充実に努めます。	子ども課 学校教育課
9	発達障がい児支援に向けたスタッフの質の向上	自閉症、学習障害（LD)、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図り、専門家等の協力を得ながら適切な支援を行います。	子ども課
10	教育相談や就学支援の充実	早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、各教育・保育施設において、保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めることにより、円滑な支援につなげます。 また、幼児健康診査等で要経過観察となった児童の相談の場である「のびっこ教室」や、心理療法士・保育士と連携した園訪問「のびのび訪問事業」を行うなど、障がい児を持つ子育て家庭を支援します。	子ども課 健康推進課 学校教育課
11 【新】	教育・保育施設から小学校への円滑な接続	教育・保育施設から小学校への就学に当たり、子ども一人ひとりの発達の状況を記録した要録の送付や教育支援会の開催を通じて、必要とされる支援が継続されるよう努めます。 また、気仙版サポートファイル「つむぎ」を活用し、子どもの成長に伴い、環境や支援者が変わった場合においても、地域で適切な支援を切れ目なく受けることができるよう推進します。	学校教育課 子ども課
12 【新】	（仮称）児童発達支援センター設置の検討	国の方針に基づき、身近な地域で、障がいのある児童の日常生活における基本的動作の指導など、障がいの特性に応じたサービスを提供するため、（仮称）児童発達支援センターの設置の検討を進めます。	子ども課

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

１　制度の全体像

平成 24 年８月に成立した子ども・子育て関連３法に基づき、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

この制度では、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

子ども・子育て関連３法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（１）子ども・子育て関連３法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

（２）子ども・子育て関連３法の主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付費」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

② 認定こども園制度の改善

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付費」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- 利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業

（３）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援については、国が示す「基本指針」を踏まえ、都道府県や市町村がその需給計画を策定することとなっています。

２ 制度の事業体系

（１）子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

① 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援新制度として、平成 27 年度から「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設されました。

給付については、保護者における個人給付を基礎としつつ、確実に教育・保育に要する費用に使われるようにするため、施設が市から代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となっています。

※ 利用者負担は施設が利用者から徴収します。

※ 私立保育所に対しては、利用者負担を市が徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額を委託費として支払います。

② 子育てのための施設等利用給付

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料を対象とした「施設等利用給付」が創設されました。

給付については、市町村の実情に応じて、保護者への償還払い、施設の法定代理受領を選択できる仕組みとなっています。

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業であり、13 の事業が子ども・子育て支援法により定められています。

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、妊婦健康診査事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園	0～5歳
幼稚園	3～5歳
保育所	0～5歳

子育てのための施設等利用給付

幼稚園（未移行）・認可外保育施設・預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用給付

幼稚園（未移行）、特別支援学校、
預かり保育事業、認可外保育施設等

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、妊婦健康診査事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

仕事・子育て両立支援事業

企業主導型保育事業
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

３　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

（１）推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者全てを対象に実施したニーズ量調査の結果を基に、国が示す手順に沿って算出し、当市の地域特性等を検証して補正しました。

（２）就学前児童人口の将来推計

この計画で定める量の見込みを推計するに当たり、令和２年度から令和６年度までの０歳から 11 歳までの子どもの人口を、コーホート変化率法により推計しました。

計画初年度の令和２年度は 2,769 人となっていますが、計画最終年度の令和６年度には、251 人減少し、2,518 人となります。

（単位：人）

年齢	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	246	251	230	195	183	219	213	207	201	193
1歳	223	251	249	231	189	227	220	214	208	202
2歳	258	222	258	247	233	197	228	221	215	209
3歳	246	251	216	256	246	227	192	223	216	210
4歳	267	242	249	214	243	239	224	196	221	214
5歳	259	263	240	244	216	250	236	221	187	218
6歳	257	250	255	235	238	205	242	228	213	181
7歳	251	255	246	253	230	234	202	239	225	210
8歳	272	244	253	245	247	228	230	198	234	220
9歳	259	272	246	250	249	249	228	230	198	234
10歳	298	259	265	251	250	245	249	228	230	198
11歳	300	296	258	265	249	249	244	248	227	229
計	3,136	3,056	2,965	2,886	2,773	2,769	2,708	2,653	2,575	2,518

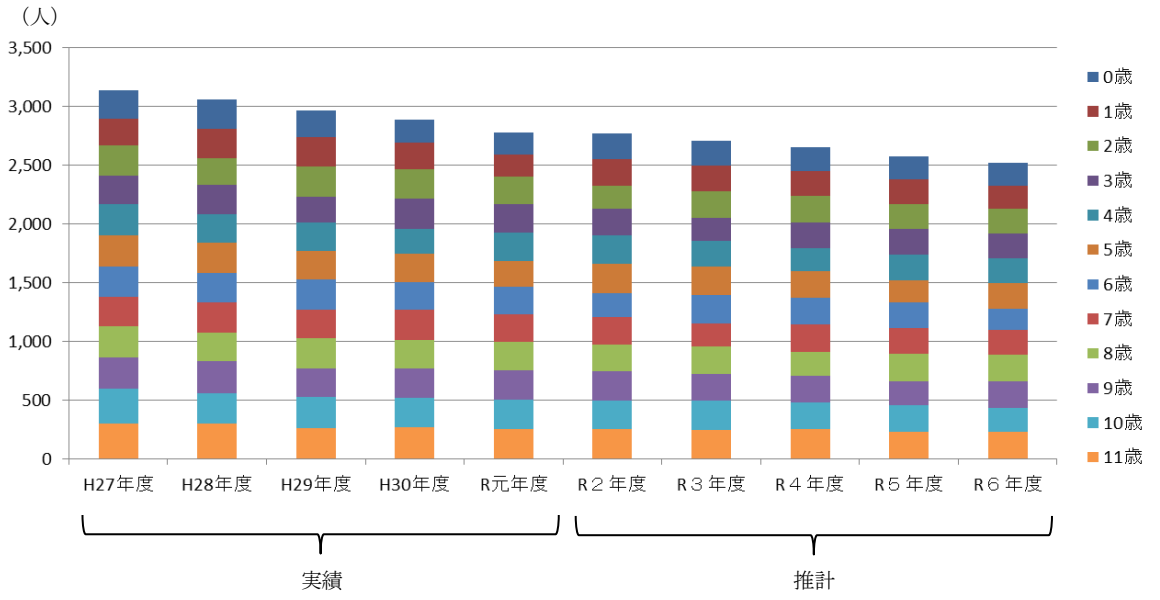

資料：H27～R１　住民基本台帳（各年３月末現在）
R２～R６　推計人口

4 教育・保育等の提供区域の設定

教育・保育等の提供区域の設定については、当市の地理的条件、人口、交通事情、教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況などを踏まえて、対象事業毎に、１区域（市内全体）又は11区域（小学校区単位）を設定します。

（１）１区域（市内全体）

①　対象事業

子ども・子育て支援給付
子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付
地域子ども・子育て支援事業
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

②　区域設定の考え方及び特徴

１施設で市内全域の児童を対象として実施している事業（幼稚園、利用者支援事業（基本型）、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業）については、広範囲での事業となっていることから、１区域と設定しました。

保育所、認定こども園（各園で実施している一時預かり事業、延長保育事業を含む）については、行政区ごとに施設が設置されていますが、親の就労形態等により、行政区を越えた利用実態となっているため、１区域と設定しました。

利用者支援事業（母子保健型）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査事業については、子育て世代包括支援センターを拠点として市内全域の児童を対象としていることから、１区域と設定しました。

地域子育て支援拠点事業については、当市の主たる交通手段が自動車であり、各拠点において市内全域の親子の利用実態があることから、１区域と設定しました。

（2）11 区域（小学校区単位）

① 対象事業

地域子ども・子育て支援事業
放課後児童健全育成事業

② 区域設定の考え方及び特徴

放課後児童健全育成事業は、小学校敷地内にクラブを設置して事業を実施していることから、小学校区を単位とした 11 区域としました。

５ 子ども・子育て支援給付

（１）教育〔幼稚園〕（１区域）

「学校教育法」に基づく教育機関で、保護者の就労の状況に関わらず満３歳から入園できます。

❍ 第１期計画における確保の状況

・ 幼稚園（私立、定員 140 人）１園、認定こども園（公立３園：定員 45 人、私立１園：定員５人）の４園で実施しました。

各年５月１日現在

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
幼稚園	68 人	75 人	65 人	63 人	56 人
認定こども園	15 人	11 人	12 人	9 人	9 人

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果を基に推計したニーズ量を量の見込みとします。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み ①		77 人	70 人	69 人	68 人	69 人
	１号認定	57 人	52 人	51 人	50 人	51 人
	２号認定（幼稚園意向）	20 人	18 人	18 人	18 人	18 人
確保の内容 ②		120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
差異 ②－①		43 人	50 人	51 人	52 人	51 人

※ 確保の内容には、幼稚園の保育部分（２号）及び認定こども園の教育部分（１号）を含みます。

❍ 確保の考え方

令和２年度から、私立保育所２園が認定こども園に移行するため、私立幼稚園１園、認定こども園６園で実施します。

（定員：私立幼稚園 60 人、公立こども園 45 人、私立こども園 15 人、計 120 人）

（２）保育所（１区域）

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

❍ 第１期計画における確保の状況

・ 保育所（私立、定員 820 人）８園、認定こども園（公立３園：定員 185 人、私立１園：定員 120 人）４園で実施しました。

各年５月１日現在

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
確保の内容	1,026 人	1,032 人	1,019 人	1,023 人	939 人
２号認定	681 人	664 人	621 人	632 人	553 人
３号認定（０歳）	56 人	66 人	50 人	55 人	60 人
３号認定（１・２歳）	289 人	302 人	348 人	336 人	326 人

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果を基に推計したニーズ量を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	983 人	947 人	922 人	901 人	902 人
２号認定	574 人	523 人	509 人	500 人	515 人
３号認定（０歳）	90 人	87 人	85 人	82 人	79 人
３号認定（１・２歳）	319 人	337 人	328 人	319 人	308 人
確保の内容　②	1,125 人	1,125 人	1,125 人	1,125 人	1,125 人
２号認定	695 人	695 人	695 人	695 人	695 人
３号認定（０歳）	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
３号認定（１・２歳）	340 人	340 人	340 人	340 人	340 人
差異　②－①	142 人	178 人	203 人	224 人	223 人

❍ 確保の考え方

令和２年度から、私立保育所２園が認定こども園に移行するため、私立保育所６園、認定こども園６園で実施します。

（定員：私立保育所 570 人、公立こども園 185 人、私立こども園 370 人、計 1,125 人）

６ 地域子ども・子育て支援事業

（１）利用者支援事業（１区域）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

❍ 第１期計画における確保の状況

・ 平成 27 年度から、大船渡市社会福祉協議会に事業を委託し、地域子育て支援センターやつどいの広場において、基本型を実施しました。

・ 平成 31 年度から、子育て世代包括支援センターにおいて、相談体制を中心とした母子保健型を実施しました。

❍ 量の見込みと確保方策

提供区域内に基本型及び母子保健型を各１か所として、量の見込みとします。

（基本型・特定型）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保の内容	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（母子保健型）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保の内容	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、地域子育て支援拠点において基本型を、子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型を実施します。

（２）地域子育て支援拠点事業（１区域）

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての情報提供、相談・助言その他の援助を行う事業です。

❍ 第１期計画における確保の状況

・ 地域子育て支援センターひだまり、地域子育て支援センターおひさま広場において、主に未就園児を対象として、保育士等による子育て相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行いました。

・ 地域子育て支援センターつどいの広場、地域子育て支援センターすくすくルームにおいて、主に就学前児童の親や子ども同士の交流の場の提供、専門スタッフによる子育て相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行いました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	9, 244 人日	12, 534 人日	11, 746 人日	9, 960 人日	ー人日
確保の内容	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	12, 552 人日	12, 900 人日	12, 528 人日	12, 180 人日	11, 796 人日
確保の内容	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、各拠点において、継続して事業を実施します。

（３）妊婦健康診査事業（１区域）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

❍ 第１期計画における確保の状況

・　岩手県医療局、盛岡赤十字病院、岩手医科大学付属病院、一般社団法人岩手県医師会等と委託契約し、妊婦健康診査を実施しました。母子健康手帳交付時に発行する「妊婦健康診査受診票（14 枚）」を医療機関に提出し、健康診査を受ける体制になっています。

・　県外での里帰り出産等、委託契約外の病院等で健康診査を受ける場合には、償還払いにより費用を助成しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子健康手帳交付人数	227 人	233 人	198 人	196 人	ー人
受診票交付数	3, 308 枚	3, 461 枚	2, 857 枚	2, 831 枚	ー枚

❍ 量の見込みと確保方策

人口推計による出生数を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	219 人	213 人	207 人	201 人	193 人
確保の内容	・実施場所　医療機関（県外でも可） ・実施体制　事業委託、償還払い（助成） ・実施時期　通年実施				

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、全ての妊婦が全 14 回受診できるように努めます。

（4）乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

❍ 第1期計画における確保の状況

・ 市保健師が家庭訪問し、必要な保健指導等を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問人数	224人	236人	197人	194人	
確保の内容	・実施体制　市保健師による訪問				

❍ 量の見込みと確保方策

人口推計による出生数を量の見込みとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	219人	213人	207人	201人	193人
確保の内容	・実施体制　市保健師による訪問				

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、事業を実施します。

（5）養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

❍ 第1期計画における確保の状況

・ 必要時、相談・支援を行える体制を整えました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問件数	0回	7回	0回	0回	

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値は、第1期計画期間中の実績値と乖離しているため、第1期計画期間中の実績値の最大値を量の見込みとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7回	7回	7回	7回	7回
確保の内容	・実施体制　市保健師による訪問				

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、必要に応じて対応します。

（6）子育て短期支援事業（1区域）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、短期入所生活援助や夜間の養護を行う事業です。

❍ 第1期計画における確保の状況

・ 児童養護施設「大洋学園」及び日本赤十字社岩手支部「日赤岩手乳児院」に事業を委託し、受入体制を整えました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用児童数	9人日	0人日	0人日	17人日	

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値は、第1期計画期間中の実績値と乖離しているため、第1期計画期間中の実績値の最大値を量の見込みとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
確保の内容 ②	17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
差引 ②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、必要に応じて対応します。

（7）ファミリー・サポート・センター事業（1区域）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童預かりの援助を希望する者と、当該援助の実施を希望する者との間で、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

❍ 第1期計画における確保の状況

・ 大船渡市社会福祉協議会に委託し、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業と一体的に実施しました。

・ 平成30年度末の会員数は、提供会員18人、依頼会員114人、両方会員15人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数	88人日	80人日	106人日	135人日	

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値は、第1期計画期間中の実績値と乖離しているため、第1期計画期間中の実績値の最大値を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	135 人日	135 人日	135 人日	135 人日	135 人日
確保の内容　②	135 人日	135 人日	135 人日	135 人日	135 人日
差引　②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

❍ 確保の考え方

これまでの体制を維持し、事業を実施します。また、提供会員の増加に向けて周知するとともに、利用者が安心して利用できるように取組を進めます。

（８）一時預かり事業（１区域）

① 幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の前後に預かります。

❍ 第１期計画における確保の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在園児を対象とした預かり保育	2, 159 人日	1, 926 人日	2, 333 人日	2, 081 人日	

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値を量の見込みとします。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	１号	1, 062 人日	967 人日	941 人日	925 人日	952 人日
	２号	4, 619 人日	4, 206 人日	4, 090 人日	4, 026 人日	4, 141 人日
確保の内容　②		5, 681 人日	5, 173 人日	5, 031 人日	4, 951 人日	5, 093 人日
差引　②－①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

❍ 確保の考え方

令和２年度から、私立保育所２園が認定こども園に移行するため、幼稚園１園、認定こども園６園で実施します。

② その他一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病後児対応除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の前後に預かります。

❍ 第１期計画における確保の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
その他の一時預かり	618 人日	467 人日	631 人日	545 人日	

【事業内容】

事業名	事業内容
一時預かり事業	常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭や病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいときに、施設において昼間の時間帯に預かる保育サービスです。
ファミリー･サポート･センター事業（就学児童及び病後児対応除く）	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の仕事等の理由によって帰宅が夜間となる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かるもので、食事の提供、宿泊も可能な事業です。

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	1,062 人日	967 人日	941 人日	925 人日	952 人日
確保の内容　②	1,062 人日	967 人日	941 人日	925 人日	952 人日
差引　②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

❍ 確保の考え方

保育所における一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の周知を進め、利用しやすい環境を整えます。

（9）延長保育事業（1区域）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所において保育を実施する事業です。

❍ 第1期計画における確保の状況

・　市内の保育所８園、認定こども園４園で実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	339 人	320 人	322 人	423 人	

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値は、第1期計画期間中の実績値と乖離しているため、第1期計画期間中の実績値の最大値を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	423 人	423 人	423 人	423 人	423 人
確保の内容　②	423 人	423 人	423 人	423 人	423 人
差引　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

❍ 確保の考え方

令和２年度から、私立保育所２園が認定こども園に移行するため、保育所６園、認定こども園６園で実施します。

（10）病児・病後児保育事業（１区域）

状態が比較的安定している病児について、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

❍ 第１期計画における確保の状況

・ 病児保育事業は、現在行っておりません。
・ 病後児保育事業は、市内１保育所に委託して事業を実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	51 人日	96 人日	111 人日	78 人日	

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値は、第１期計画期間中の実績値と乖離しているものの、病児保育に関するニーズ等の潜在的ニーズが含まれているものと考えられることから、推計したニーズ量を量の見込みとします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	1,904 人日	1,839 人日	1,787 人日	1,748 人日	1,745 人日
確保の内容　②	1,215 人日	1,215 人日	1,215 人日	1,215 人日	1,215 人日
差引　②－①	△689 人日	△624 人日	△572 人日	△533 人日	△530 人日

❍ 確保の考え方

現在、病後児保育を実施していますが、事業の周知による活用を促進するとともに、病児・病後児保育の拡充について検討していきます。

（11）放課後児童健全育成事業（11 区域）

両親の就労等により日中家庭に家族がいない小学生に対し、授業終了後の余裕教室、児童施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

❍ 第１期計画における確保の状況

・ 新たに２クラブを開設し、11 小学校区のうち、10 小学校区で実施しました。
・ 運営を父母会へ委託することにより、利用者の意向に合わせた開設時間や開設日等を設定して支援を行う体制としています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
盛小学校区	49 人	44 人	33 人	36 人	ー人
大船渡小学校区	47 人	42 人	55 人	42 人	ー人
大船渡北小学校区	59 人	59 人	58 人	42 人	ー人
末崎小学校区	20 人	33 人	43 人	39 人	ー人
赤崎小学校区	44 人	40 人	40 人	46 人	ー人
猪川小学校区	75 人	76 人	82 人	78 人	ー人
立根小学校区	60 人	50 人	48 人	45 人	ー人
日頃市小学校区	21 人	34 人	19 人	26 人	ー人
綾里小学校区	ー人	ー人	21 人	25 人	ー人
越喜来小学校区	ー人	ー人	ー人	ー人	ー人
吉浜小学校区	ー人	24 人	12 人	14 人	ー人
計	375 人	402 人	411 人	393 人	ー人

❍ 量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果に基づく推計値を量の見込みとします。

盛 小学校区

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①		52 人	48 人	50 人	48 人	54 人
	１年生	14 人	6 人	12 人	8 人	14 人
	２年生	12 人	14 人	6 人	12 人	7 人
	３年生	8 人	12 人	14 人	6 人	12 人
	４年生	5 人	5 人	8 人	9 人	4 人
	５年生	6 人	5 人	5 人	8 人	9 人
	６年生	7 人	6 人	5 人	5 人	8 人
確保の内容　②		52 人	48 人	50 人	48 人	54 人
	１年生	14 人	6 人	12 人	8 人	14 人
	２年生	12 人	14 人	6 人	12 人	7 人
	３年生	8 人	12 人	14 人	6 人	12 人
	４年生	5 人	5 人	8 人	9 人	4 人
	５年生	6 人	5 人	5 人	8 人	9 人
	６年生	7 人	6 人	5 人	5 人	8 人
差異　②ー①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

大船渡 小学校区

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①		55 人	60 人	62 人	56 人	52 人
	１年生	10 人	17 人	12 人	10 人	7 人
	２年生	11 人	10 人	17 人	12 人	10 人
	３年生	8 人	10 人	10 人	16 人	11 人
	４年生	11 人	5 人	7 人	6 人	11 人
	５年生	7 人	11 人	5 人	0 人	6 人
	６年生	8 人	7 人	11 人	5 人	7 人
確保の内容　②		55 人	60 人	62 人	56 人	52 人
	１年生	10 人	17 人	12 人	10 人	7 人
	２年生	11 人	10 人	17 人	12 人	10 人
	３年生	8 人	10 人	10 人	16 人	11 人
	４年生	11 人	5 人	7 人	6 人	11 人
	５年生	7 人	11 人	5 人	0 人	6 人
	６年生	8 人	7 人	11 人	5 人	7 人
差異　②ー①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

大船渡北 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	47 人	50 人	50 人	55 人	55 人
１年生	8 人	12 人	12 人	13 人	12 人
２年生	10 人	8 人	12 人	12 人	12 人
３年生	9 人	10 人	8 人	12 人	11 人
４年生	6 人	6 人	6 人	6 人	8 人
５年生	8 人	6 人	6 人	6 人	6 人
６年生	6 人	8 人	6 人	6 人	6 人
確保の内容　②	47 人	50 人	50 人	55 人	55 人
１年生	8 人	12 人	12 人	13 人	12 人
２年生	10 人	8 人	12 人	12 人	12 人
３年生	9 人	10 人	8 人	12 人	11 人
４年生	6 人	6 人	6 人	6 人	8 人
５年生	8 人	6 人	6 人	6 人	6 人
６年生	6 人	8 人	6 人	6 人	6 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

末 崎 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	56 人	60 人	54 人	53 人	48 人
１年生	9 人	14 人	7 人	9 人	9 人
２年生	12 人	9 人	13 人	7 人	9 人
３年生	14 人	12 人	9 人	13 人	7 人
４年生	7 人	10 人	8 人	6 人	9 人
５年生	8 人	7 人	10 人	8 人	6 人
６年生	6 人	8 人	7 人	10 人	8 人
確保の内容　②	56 人	60 人	54 人	53 人	48 人
１年生	9 人	14 人	7 人	9 人	9 人
２年生	12 人	9 人	13 人	7 人	9 人
３年生	14 人	12 人	9 人	13 人	7 人
４年生	7 人	10 人	8 人	6 人	9 人
５年生	8 人	7 人	10 人	8 人	6 人
６年生	6 人	8 人	7 人	10 人	8 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

赤 崎 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	65 人	68 人	62 人	63 人	61 人
１年生	10 人	17 人	9 人	14 人	11 人
２年生	14 人	10 人	17 人	9 人	14 人
３年生	13 人	14 人	10 人	16 人	9 人
４年生	9 人	8 人	9 人	7 人	11 人
５年生	10 人	9 人	8 人	9 人	7 人
６年生	9 人	10 人	9 人	8 人	9 人
確保の内容　②	65 人	68 人	62 人	63 人	61 人
１年生	10 人	17 人	9 人	14 人	11 人
２年生	14 人	10 人	17 人	9 人	14 人
３年生	13 人	14 人	10 人	16 人	9 人
４年生	9 人	8 人	9 人	7 人	11 人
５年生	10 人	9 人	8 人	9 人	7 人
６年生	9 人	10 人	9 人	8 人	9 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

猪 川 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	94 人	90 人	86 人	81 人	70 人
１年生	14 人	17 人	16 人	15 人	9 人
２年生	19 人	14 人	17 人	16 人	14 人
３年生	18 人	18 人	14 人	17 人	15 人
４年生	15 人	12 人	12 人	9 人	11 人
５年生	14 人	15 人	12 人	12 人	9 人
６年生	14 人	14 人	15 人	12 人	12 人
確保の内容　②	94 人	90 人	86 人	81 人	70 人
１年生	14 人	17 人	16 人	15 人	9 人
２年生	19 人	14 人	17 人	16 人	14 人
３年生	18 人	18 人	14 人	17 人	15 人
４年生	15 人	12 人	12 人	9 人	11 人
５年生	14 人	15 人	12 人	12 人	9 人
６年生	14 人	14 人	15 人	12 人	12 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

立 根 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	78 人	74 人	76 人	77 人	70 人
１年生	13 人	14 人	18 人	14 人	11 人
２年生	15 人	13 人	14 人	18 人	14 人
３年生	18 人	15 人	13 人	14 人	17 人
４年生	9 人	12 人	10 人	9 人	9 人
５年生	11 人	9 人	12 人	10 人	9 人
６年生	12 人	11 人	9 人	12 人	10 人
確保の内容　②	78 人	74 人	76 人	77 人	70 人
１年生	13 人	14 人	18 人	14 人	11 人
２年生	15 人	13 人	14 人	18 人	14 人
３年生	18 人	15 人	13 人	14 人	17 人
４年生	9 人	12 人	10 人	9 人	9 人
５年生	11 人	9 人	12 人	10 人	9 人
６年生	12 人	11 人	9 人	12 人	10 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

日頃市 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	29 人	28 人	28 人	26 人	23 人
１年生	4 人	5 人	6 人	5 人	3 人
２年生	6 人	4 人	5 人	6 人	5 人
３年生	6 人	6 人	4 人	5 人	6 人
４年生	5 人	4 人	4 人	2 人	3 人
５年生	4 人	5 人	4 人	4 人	2 人
６年生	4 人	4 人	5 人	4 人	4 人
確保の内容　②	29 人	28 人	28 人	26 人	23 人
１年生	4 人	5 人	6 人	5 人	3 人
２年生	6 人	4 人	5 人	6 人	5 人
３年生	6 人	6 人	4 人	5 人	6 人
４年生	5 人	4 人	4 人	2 人	3 人
５年生	4 人	5 人	4 人	4 人	2 人
６年生	4 人	4 人	5 人	4 人	4 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

綾 里 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	36 人	33 人	34 人	30 人	30 人
１年生	6 人	6 人	7 人	5 人	7 人
２年生	5 人	6 人	6 人	7 人	5 人
３年生	8 人	5 人	6 人	6 人	7 人
４年生	7 人	5 人	3 人	4 人	4 人
５年生	4 人	7 人	5 人	3 人	4 人
６年生	6 人	4 人	7 人	5 人	3 人
確保の内容　②	36 人	33 人	34 人	30 人	30 人
１年生	6 人	6 人	7 人	5 人	7 人
２年生	5 人	6 人	6 人	7 人	5 人
３年生	8 人	5 人	6 人	6 人	7 人
４年生	7 人	5 人	3 人	4 人	4 人
５年生	4 人	7 人	5 人	3 人	4 人
６年生	6 人	4 人	7 人	5 人	3 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

越喜来 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	32 人	31 人	32 人	34 人	30 人
１年生	6 人	6 人	7 人	8 人	4 人
２年生	6 人	6 人	6 人	7 人	7 人
３年生	7 人	6 人	6 人	6 人	7 人
４年生	4 人	5 人	4 人	4 人	4 人
５年生	4 人	4 人	5 人	4 人	4 人
６年生	5 人	4 人	4 人	5 人	4 人
確保の内容　②	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
１年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
２年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
３年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
４年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
５年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
６年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
差異　②－①	△32 人	△31 人	△32 人	△34 人	△30 人

吉 浜 小学校区

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	19 人	18 人	19 人	19 人	18 人
１年生	4 人	3 人	5 人	4 人	1 人
２年生	4 人	4 人	3 人	5 人	4 人
３年生	2 人	4 人	4 人	3 人	5 人
４年生	3 人	1 人	3 人	3 人	2 人
５年生	3 人	3 人	1 人	3 人	3 人
６年生	3 人	3 人	3 人	1 人	3 人
確保の内容　②	19 人	18 人	19 人	19 人	18 人
１年生	4 人	3 人	5 人	4 人	1 人
２年生	4 人	4 人	3 人	5 人	4 人
３年生	2 人	4 人	4 人	3 人	5 人
４年生	3 人	1 人	3 人	3 人	2 人
５年生	3 人	3 人	1 人	3 人	3 人
６年生	3 人	3 人	3 人	1 人	3 人
差異　②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

❍ 確保の考え方

放課後児童クラブについては、越喜来小学校区を除く全ての小学校区に開設、実施しています。

今後､地域の意見を聴きながら､当該地域における放課後児童クラブの設置を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（１区域）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成する事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（１区域）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。

7 母子保健計画における評価指標と目標

地域子ども・子育て支援事業を展開するに当たって連携の確保が必要となる母子保健については、基本施策２「子どもと親の健康づくり」に関連する施策・事業を中心に、妊産婦、乳幼児への切れ目のない保健対策の充実に取り組んでいきます。

なお、国の「すこやか親子 21(第２次)」に定められた基盤課題・重点課題（86 ページを参照）を基本に地域の母子保健水準や状況を勘案しながら、当市の母子保健計画における評価指標及び目標を設定します。

❍ 基本施策１ 地域における子育て支援の充実 （主として基盤課題Ａ、重点課題②に対応）

評 価 指 標	現 状（H30）	目 標（Ｒ６）	〔参考〕国 上段：現状（H29） 下段：目標（Ｒ６）
乳児家庭全戸訪問事業の実施率	99.0%	99.6%	－ －

❍ 基本施策２ 子どもと親の健康づくり （主として基盤課題Ａ・Ｃ、重点課題①・②に対応）

評 価 指 標		現 状（H30）	目 標（Ｒ６）	〔参考〕国 上段：現状（H29） 下段：目標（Ｒ６）
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率		98.0%	98.6%	93.0% －
産後ケア事業の実施		実施なし	（検討） 実 施	－ －
全出生数中の低出生体重児の割合		11.6%	8.6%	9.4% （減少）
ＥＰＤＳ９点以上の産婦の割合 （ＥＰＤＳ＝エジンバラ産後うつスクリーニングテスト）		7.6%	7.0%	9.8% －
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	４か月児	77.5% ＊	83.5%	３・４か月児 87.9% 92.0%
	１歳６か月児	70.0% ＊	76.0%	78.8% 85.0%
	３歳児	65.9% ＊	71.9%	72.2% 75.0%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	４か月児	86.7% ＊	92.7%	81.3% 95.0%
	１歳６か月児	87.6% ＊	93.6%	
	３歳児	88.0% ＊	94.0%	

＊印は、平成 28 年から平成 30 年までの平均値

評 価 指 標		現　状 （H30）	目　標 （R６）	〔参考〕国 上段：現状（H29） 下段：目標（R６）
乳幼児健康診査の受診率	４か月児	99.1% ＊	99.7%	3～5か月児 95.5% 98.0%
	１歳６か月児	100.0% ＊	100.0%	96.2% 97.0%
	３歳児	97.9% ＊	98.5%	95.2% 95.0%
乳幼児健康診査における精密検査の受診率		90.4%	100.0%	－ －
仕上げ磨きをする親の割合	１歳６か月児	74.9%	80.9%	73.1% 80.0%
むし歯のない３歳児の割合		74.9%	84.0%	85.6% 90.0%
１歳６か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（１期初回３回）を終了している者の割合		93.6% ＊	100.0%	96.8% －

❍ 基本施策３　教育環境の整備と健全育成の充実　　（主として基盤課題Ｂに対応）

評 価 指 標	現　状 （H30）	目　標 （R６）	〔参考〕国 上段：現状（H29） 下段：目標（R６）
赤ちゃんふれあい体験学習（高校生）の参加者数	14 人	20 人	－ －

❍ 基本施策６　支援が必要な子どもや保護者へのきめ細やかな取組の推進

（主として基盤課題Ａ・Ｃ、重点課題①・②に対応）

評 価 指 標	現　状 （H30）	目　標 （R６）	〔参考〕国 上段：現状（H29） 下段：目標（R６）
のびっこ教室の実施回数	12 回	12 回	－ －
のびのび訪問の実施回数	14 回	14 回	－ －

＊印は、平成 28 年から平成 30 年までの平均値

国の「すこやか親子２１（第２次）」における基盤課題・重点課題

課　題　名		課 題 の 説 明
基盤課題Ａ	切れ目ない妊産婦･乳幼児への保健対策	妊娠･出産･育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価･分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題Ｂ	学童期･思春期から成人期に向けた保健対策	児童･生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持･向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題Ｃ	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源（ＮＰＯや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等）との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ（＊）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 （＊）育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見･早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

第６章　　計画の推進体制

１　計画の推進

本計画の基本理念である“子育て応援団「大船渡市」”～子どもの未来を市民みんなで支え合う～を実現するため、地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域と関わることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。

限られた行政資源の中で、多様化する子育て家庭への様々なニーズに応え、きめ細やかなサービスを提供していくため、それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を生かしたきめ細やかな取組を行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

（１）地域における子育て支援の推進

- 子ども･子育て支援新制度における教育･保育、地域子育て支援事業の各種施策や、次世代育成支援行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携を図りながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

- 子ども・子育てをめぐる問題は、地域社会の仕組み全体と大きく関わりを持っています。児童虐待や子どもの貧困といった新たな課題に対する施策については、学校、地域などとの連携が必要不可欠であり、市民、家庭、施設、地域、行政それぞれの分野がしっかりとした自覚を持ち、共通の課題に対し、横断的に取り組んでいくことが大切です。

- 子育てネットワーク会議の活動の推進や、子育てボランティア、ＮＰＯ等への支援のほか、地域や事業者との協働による事業展開や、市民や事業者の自主的な活動等への支援に取り組むことが必要です。

（２）広域的な連携

- 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員、子育て支援員等の資質向上に係る研修や、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、障がい児施策など、専門的な知識や技術を要する施策について、国や岩手県等との連携により、より充実した取組を進めます。

- 計画の推進に当たっては、国・県・近隣市町村などの行政機関、各種関係機関・団体等と積極的に連携・協働を図り、特に定住自立圏での取組に関する検討を進め、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

２　計画の進行管理

本計画を推進するため、教育・保育給付、地域子育て支援事業の確保内容について、進捗状況を定期的に把握するとともに、第４章に記載している分野別施策の展開についての達成に関する点検・評価を以下のとおり行います。

（１）庁内関係部署による計画の点検・評価

- 本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画、防犯など広範な分野にわたるため、計画の推進に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、庁内関係部署との連携体制を図り、施策の実施状況等の点検評価を行います。

（２）子ども・子育て会議による計画の点検・評価

- 当市の条例で定める附属機関として、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などで構成する大船渡市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。

  計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策を始めとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のＰＤＣＡサイクルの確保に努めてきました。第２期計画の子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について検証を行うとともに、検証した結果に基づき、必要に応じて改善を図るための見直しを行うこととします。
- なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。

ＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

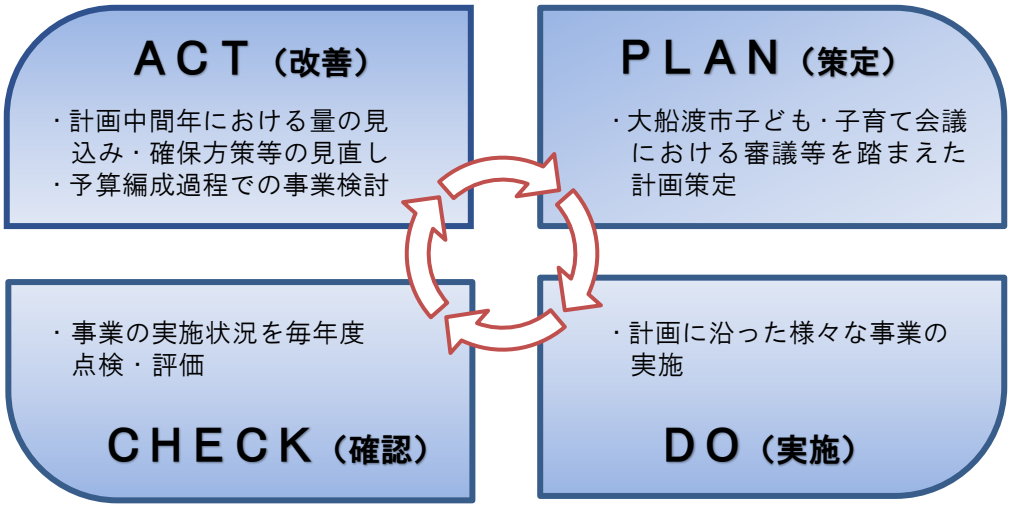

資 料 編

（１）大船渡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 17 日条例第 38 号

大船渡市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、市長の附属機関として、大船渡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

（１）　法第 77 条第１項各号に規定する事務を処理すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　法第６条第２項に規定する保護者

（２）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（４）　公募による者

（５）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、生活福祉部において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　子ども・子育て会議の最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（２）大船渡市子ども・子育て会議委員名簿

役職名	氏　　名	所 属 団 体 ・ 職 名	区　分
委　員	伊　藤　崇　文	赤崎保育園保護者会 会長	子ども・子育て支援法第６条第２項に規定する保護者
委　員	今　野　宏　昭	大船渡市ＰＴＡ連合会 会長	
委　員	米　沢　宏　治	綾里こども園保護者会 会長	
委　員	大久保　清　子	大船渡市立越喜来こども園 園長	子ども・子育て支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援事業従事者
委　員	岡　澤　紹　子	放課後児童クラブさくらりっこ 指導員	
委　員	鎌　田　久　美	ドレミ保育所 園長	
委　員	金　野　みゆき	大船渡保育会 会長	
委　員	白木澤　京　子	子育てサークル キッピンキッズ 代表	
委　員	菅　原　優　子	学校法人東北カトリック学園 海の星幼稚園 園長	
委　員	杉　山　由加里	大船渡保育会 副会長	学識経験者
会　長	刈　谷　　忠	児童家庭支援センター大洋 元所長	
副会長	三　宅　利　香	大船渡市社会福祉協議会 子育て支援専門員	
委　員	高　橋　孝　嗣	沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター 所長	
委　員	新　沼　順　子	大船渡市民生児童委員協議会 主任児童委員	
委　員	藤　村　敏　夫	大船渡市立大船渡北小学校 校長	
委　員	小　森　節　子	一般公募	公募による者
委　員	細　谷　ミサヲ	一般公募	
委　員	山　下　タヱ子	一般公募	
委　員	新　沼　　聖	株式会社マイヤ 統括マネージャー	その他市長が必要と認める者
委　員	星　　正　和	連合気仙地域協議会 事務局長	

令和２年３月１日現在

第２期大船渡市子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月

発 行：大船渡市生活福祉部子ども課
〒022－8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15
℡0192－27－3111　Fax0192－26－2299